



今月の主な内容

平成30年度当初予算	2	せらたすき一券ででかけよう！	24
町指定ごみ袋の価格改定について	8	情報BOX	39
平成30年度協働のまちづくり支援事業 ..	19	図書館だより	40
国民健康保険だより	20	はじめてのおたんじょうびほか	42

住民生活重視の政策・ 未来への投資

平成30年度
当初予算

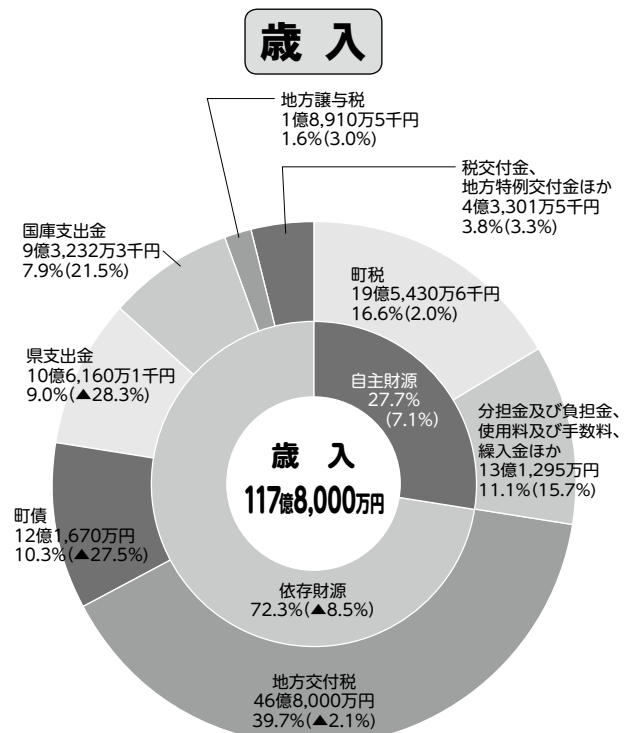
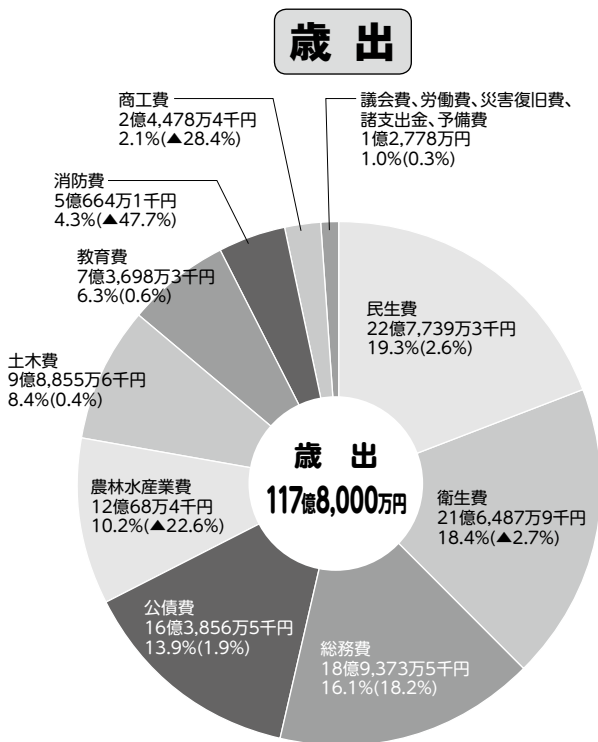
～2つの視点で進める、住みよいまちづくり予算～

平成30年度の世羅町の予算が決定しました。

全会計の当初予算総額は179億1,393万2千円で、前年度より9億1,674万1千円の減（4.9%減）となりました。

一般会計予算額

117億8,000万円(4.7%減)



平成30年度
一般会計予算について

町民 1人あたりの税金負担額は…

119,625円

(一般会計の町税歳入予算額÷人口※)

※平成27年国勢調査人口16,337人

平成30年度では、町民の皆様の生活に密着した細やかな政策と、将来へ向けた投資との2つの視点を軸にして、第2次長期総合計画に定めた5つの基本目標ごとに、総額117億8,000万円の予算で取り組みを進めてまいります。平成29年度と比較して4.7%の減額となりましたが、町民の皆様のご要望に応えられるよう、限られた財源を最大限に活用しながら、堅実な行財政運営に努めてまいります。

新規事業については、15件で計5億7,116万9千円を予定しています。主なものでは、地域住民の交流拠点となる大田自治センターの施設整備や、町内で捕獲した有害鳥獣を処分する解体処理施設の整備、安全な避難所として耐震性向上を図るための甲山農村環境改善センターホールの天井整備などがあります。

「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」の実現に向け、早期の事業効果が得られるよう重点化とともにスピード感を持って各分野での取り組みを進めてまいります。

主要事業とその予算額

1 健幸づくり 安心して幸せに暮らせる 健康・福祉のまちづくり

- ひとり親家庭日常生活支援事業
……………【10万5千円】
- 健康マイレージ制度整備検討
……………【10万円】
- 健康診査・指導事業
……………【7,066万9千円】
- 外出支援事業（せらたすき一券）
……………【1,851万円】

2 ものづくり ひとしごとの活力が あふれる産業のまちづくり

- 産地パワーアップ事業
……………【926万6千円】
- 有害鳥獣解体処理施設整備事業
……………【3,620万円】
- 県営土地改良事業負担金
……………【1,950万円】
- 農業農村整備の集い in 世羅の開催
……………【52万4千円】

3 人づくり 豊かな心を育む 教育・文化のまちづくり

- 多目的スポーツ施設事業化検討
……………【730万円】
- 小中学校施設整備事業
……………【3,866万3千円】
- 本物体験事業
……………【234万6千円】
- 放課後子供教室運営支援事業
……………【249万円】

4 安全安心づくり 快適で安全な暮らしを支える 確かな基盤のまちづくり

- 可燃ごみ指定袋価格（一般廃棄物処理手数料）の改定
……………【1,706万6千円】
- 指定避難所整備事業
……………【5,123万9千円】
- 浄化槽維持管理費補助事業
……………【4,939万8千円】
- 防災情報提供事業
……………【442万7千円】

5 地域づくり 地域とまちの未来を創る 協働のまちづくり

- 大田地区拠点施設整備事業
……………【3億8,562万円】
- 地域若手人材育成事業
……………【130万円】
- 地域おこし協力隊活用事業
……………【1,560万4千円】
- 地域づくり人材育成事業
……………【185万円】



町民1人あたりに
使われる予算は…

721,063円

（一般会計の歳出予算額÷人口※）
※平成27年国勢調査人口16,337人

高齢者、児童福祉などに
139,401円

医療やゴミ処理などに
132,514円

自治センター運営や
情報通信サービスなどに
115,917円

借入金の返済のために
100,298円

農林業の振興に
73,495円

道路や河川の整備などに
60,510円

学校、社会教育などに
45,111円

消防活動や防災のために
31,012円

商工・観光の振興に
14,983円

議会費などに
7,822円

特別会計等（7会計） 予算額合計額

61億3,393万2千円（5.2%減）

特別会計	予算額
国民健康保険事業特別会計	17億4,370万円
後期高齢者医療制度特別会計	5億5,574万5千円
介護保険事業特別会計	25億8,024万1千円
介護サービス事業特別会計	733万6千円
農業集落排水事業特別会計	5,790万3千円

公営企業会計	予算額
上水道事業会計	7億7,600万1千円
公共下水道事業会計	4億1,300万6千円

【お問い合わせ先】 財政課 ☎ 22-1115

世羅町役場職員配置表

町長 奥田 正和 副町長 海見 裕嗣 教育長 松浦ゆう子

(平成30年4月1日現在)

課名	課長	課長補佐・所長	係	係長	係員					
会計課	会計管理者 生田 隆		出納係	藤井 博美	金行 美子					
総務課	野曾原和浩	田原 賢司	総務係	飯塚 安生	中川 聖子	正治 直幸	田口 直美			
			町民係	石橋奈三穂	大霧 孝治	今井由香里	岡本 章男	河野由佳利	藤野真喜子	後迫 流行
			管財係	兼)田原賢司	龜迫 正樹	森重 健二				
			為保 精一	生活安全係	高橋 忍	福本 教江	細美 圭介	兼)新山泰造		
			課付 黒木 康範 (甲世衛生組合へ派遣) 課付 谷矢 功 (甲世衛生組合へ派遣) 課付 波田 康範 (世羅中央病院企業団へ派遣)							
財政課	広山 幸治		財務係	矢崎 克生	深中 一樹					
企画課	宮本 幸三		指導監督係	福本 宏道	吉宗 重洋					
			企画情報係	垣内 賢司	原 将記	中野 伸拓	貞光 真之			
			自治振興係	小林 英美	實久 義一	鶴田 知子	田坂 浩樹			
税務課	森 健		定住支援係	藤川 道代	吉田 里菜	兼)石田裕靖				
			町民税係	宮丸 尚大	真澄 智子	福原真理子	長岡 弘明	後呂 修二		
			資産税係	山田 信夫	三石 雪子	栗原 光春	橋原有美子	西内 隆貴		
子育て支援課	道添 毅		収納係	和泉美智子	比谷 聡志	貞森 直樹	真田 雄史	鈴木 綾香		
			児童保育係	渡辺 明美	是竹美代子	永森 久恵	多治見直子	橋高 宏幸	松浦 亮太	
健康保険課	飯塚 紀子		子育て支援係	釣井 幸代	國藤 澄江 兼)日崎秀美	佃 訓枝 兼)大久保純子 兼)加藤和美 兼)吉岡直子				
			健康増進係	垣内 宏昭	田坂 京子	栗原 正幸	熊谷 裕子	間處 俊彦	高橋 広季	
福祉事務所 (福祉課)	石ヶ坪洋史		保険係	宮崎 満香	兼)原田志穂	松本まりえ	田坂 由希	渡邊 彩織	兼)柴田 博美 兼)二井谷美央	
			生活支援係	鶴田 敏治	梶迫 三賀	江種 淳	岸田 正明			
福祉課			高齢者支援係	山崎 理恵	宮田 貴子	池田 利香	橋本 恭尚	兼)上中 雪子 兼)金光 佐和 兼)藤井 明美		
			地域包括支援係	山口さつき	森 三枝	栗原 弘美	細美 里彩			
環境整備課	山口 徹		障害者支援係	兼)山口順子 兼)橋高政子 兼)梶谷スマ子 兼)松本洋子						
			環境整備係	畠中 准也	原田 雅寛	堂本 直樹	沖光 晴彦			
産業振興課	升行 真路		産業振興係	城西 隆志	佐倉 悠希	堀 智史	山下 裕也	上中谷 徹		
			農林整備係	藤井 俊彦	石岡 一光	松田 直也	兒玉真司郎	向田あんな		
			担い手支援係	浅倉 智治	稲福 純哉	佃 公洋	井口 都	難賀明日菜		
			鳥獣被害対策係	市尻 孝志	清水 悠那	兼)貞藤孝春				
商工観光課	前川 弘樹		商工観光係	鶴田 千智	福原 賢一	奥 美鈴				
建設課	沖 文博		管理係	広山 博紀	川岡 緑	平野 康浩	年宗 誠	森本健太郎	橋藤 彰史	藤川 優貴
			建設係	林 基之	黒木 克彦	浅倉 裕貴	迫田 陽一	安井 直美	石田 拓也	久保田匡博
上下水道課	大原 幸浩		庶務係	住田谷 保	高橋 忍	末盛 正恵				
			上下水道係	徳永 伸由	内海 弘俊	小池 良和	貞行 雅司	森政 貴之	浅原 健	小林 達也

せらにし支所	金廣 隆徳								
生活課	兼)金廣隆徳	生活係	広山 紫文	光平 真悟	掛 英樹	福田しのぶ	原 紀恵	戸成 友美	西内 萌

議事事務局	和泉 秀宣	庶務係	兼)和泉秀宣	追林 威宏	兼)貞光有子				
選挙管理委員会事務局	併)野曾原和浩	選挙係	併)飯塚安生	併)広山紫文	併)中川聖子	併)正治直幸			
農業委員会事務局	併)升行真路	農地係	正田 一志	澤井 唯華	併)掛 英樹				
監査事務局	併)和泉秀宣			併)追林威宏					

いお保育所		山名 智並		竹中 京子	前甲久美子	宮本 英明	波田 美子	油井 睦美	
にしおた保育所		増谷 和子		加藤 芳子	稲福 裕子	上久保理恵	竹田 由佳		
にしおた保育所おみどり		兼)増谷和子		島清 詳子	沖田 和之				
せらにし保育所		田丸久仁江		山本奈緒子	西村 弥生	佐々木美有紀	龜迫 梢	福原 裕文	小池 鮎美 再)道下瑞子

課名	課長	課長補佐・所長	係	係長	係員					
学校教育課	吉田 光範	稲谷 公世	原 務 係	黒木 和夫	幣原 有希					
			学校教育係	宮本 毅	松本 好弘	福原 祥弘	佃 優子	非)新庄謙児	新ヤマカランボル	非)ゲートキーン
社会教育課	釣井 勇壮		社会教育係	荻田 静香	林 光輝	向原 孝樹	宮崎 裕之	横田 康之	於子 卓司	非)石川慶子
世羅学校給食センター		大本 桂二		関東真里子						
せらにし学校給食センター		兼)大本桂二								黒田 員行
せらにしタウクセンター		山崎 誠								本川稚枝子

非):非常勤 (併):併任 兼):兼務 派):派遣 再):再任用

【地域おこし協力隊】

勤務場所	隊員
企画課	非)佐々木まなみ
産業振興課	非)青原英彦
東自治センター	非)富永洋司

施設名	館長
大田庄歴史館	非)成安信昭
甲山図書館	兼)釣井勇壮
世羅図書館	兼)釣井勇壮
せらにし図書館	兼)山崎 誠
世羅郷土民俗資料館	兼)釣井勇壮

退職者と採用者

長年お世話になりました。

退職者 3月31日付

- 森宗 康典 (上下水道課長)
 - 宮本 明美 (いお保育所長)
 - 大原 康子 (にしおた保育所長兼おのみ分園所長)
 - 貞信ひとみ (福祉課生活支援係主査)
 - 國政 巧 (総務課町民係主査)
 - 岡谷 薫 (総務課主幹)
 - 坂口 美穂 (上下水道課庶務係長)
 - 高橋 潤矢 (企画課企画情報係主事)
 - 管原 宏樹 (財政課財務係主事)
- 【帰任者】 広島県警察
藤本 隆志 (総務課主幹)

広島県からの派遣終了 3月31日付

能宗 誉芳 (産業振興課主幹)

世羅中央病院企業団からの派遣終了 3月31日付

黒木 康雅 (税務課収納係主事)

採用者 4月1日付

- 松浦 亮太 (子育て支援課児童保育係主事)
 - 橋本 恭尚 (福祉課高齢者支援係主事)
 - 向田 あんな (産業振興課農林整備係主事)
 - 小池 鮎美 (せらにし保育所保育士)
- 【広島県警察からの出向】
爲保 精一 (総務課主幹)

世羅中央病院企業団からの派遣 4月1日付

原田 志穂 (健康保険課係主査)

新規採用職員の紹介

◆松浦 亮太 (子育て支援課)

この春に世羅高校を卒業し、世羅町で働くこととなりました。世羅町発展のために精一杯頑張りますので、よろしく願います。



◆橋本 恭尚 (福祉課)

幼い頃から訪れていた世羅町で働くことを嬉しく思います。皆様に頼って頂けるように頑張ります。よろしく願います。



◆向田 あんな (産業振興課)

この度、世羅町役場に勤めさせていただくことになりました。「向田 あんな」です。持ち前の明るさを活かして頑張っていきたいと思っています。



◆小池 鮎美 (せらにし保育所)

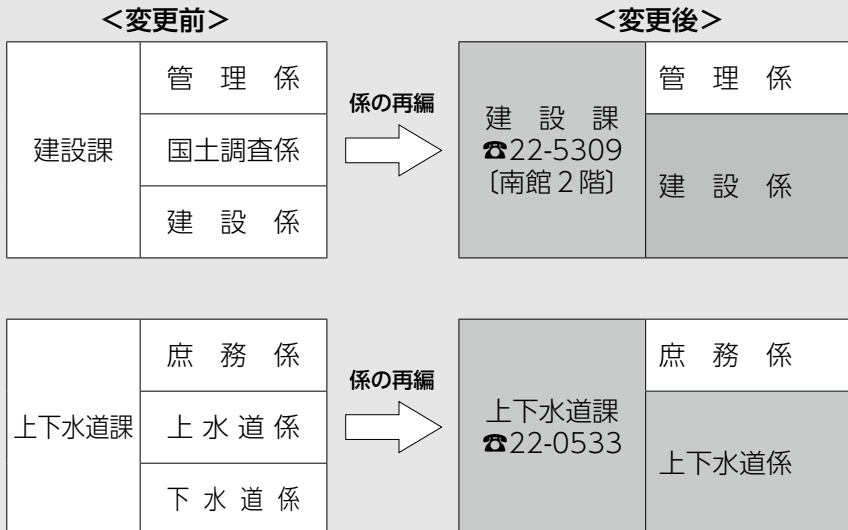
地元世羅町で働ける事をとても嬉しく思います。皆さんがこの町で子育てを楽しめるように、力を尽くしていきたいと思っています。



一日も早くお役に立てるように頑張ります。よろしくご指導くださいますようお願いいたします。

係の再編について

平成30年4月1日から、建設課及び上下水道課の各係を再編しました。
連絡先電話番号につきましては、これまでどおりですので、お気軽にお問合わせください。



ご利用ください♪ 時間延長窓口

毎月第2・第4木曜日は、時間延長窓口の開設日です。

【基本開設日】 第2・第4木曜日（一部を除く）

【開設時間】 17時15分から19時まで

（平成30年度以降開設内容）

開設業務	開設場所	開設日	
		第2木曜日	第4木曜日
生活安全相談	総務課（生活安全係）	○	○
住民票・印鑑証明・税証明の交付 パスポートについては交付のみ	総務課（町民係）	○	○
税納付・税務相談	税務課	○	○
住民票・印鑑証明・税証明の交付 税納付・税務相談	せらにし支所 生活課	○	—

※パスポート交付事務は総務課（町民係）のみの開設となりますので、ご注意ください。

※開設業務内容等については、各課にお問い合わせください。

※第2・第4木曜日が祝日の場合には、開設しません。

世羅町役場電話番号

<本庁舎> 代表22-1111
会計課 22-1116
総務課 22-1111
（町民係） 22-5302
財政課 22-1115
企画課 22-3206
商工観光課 22-3216
税務課 22-5300
議会事務局 22-4511

<南館>
産業振興課 22-5304
建設課 22-5309

<甲山農村環境改善センター>
環境整備課 22-4513
農業委員会事務局 22-5301

<水道管理棟>
上下水道課 22-0533

<せらにし支所>
生活課 37-2111

<世羅保健福祉センター>
代表25-0294
健康保険課 25-0134
福祉課 25-0072
子育て支援課 25-0295

<保育所>
いお保育所 24-0777
にしおた保育所 27-0034
にしおた保育所おおみ分園 29-0059
せらにし保育所 37-1056

<せら文化センター>
代表22-4411
学校教育課 22-0548
社会教育課 22-4411

<せらにしタウンセンター>
タウンセンター 37-2115

<給食センター>
世羅学校給食センター 22-0420
せらにし学校給食センター 37-1124

お気軽に
ご相談ください。



今年度の無料登記相談所の開設

- ・地図などの見方が分からない。
- ・登記申請書の書き方を知りたい。
- ・相続について教えてほしい。
- ・会社の役員変更登記をしたい。

など、登記に関することなら何でもお気軽にご相談ください。

開設日	時間	開設場所	
次のとおり	9時～12時	役場2階会議室	
第2水曜日 (第2水曜日が祝日の場合、 その翌日)	5月9日	6月13日	7月11日
	8月8日	9月12日	10月10日
	12月12日	1月9日	2月13日

地元などの専門家のご協力で開設します。

【お問い合わせ先】 総務課 ☎22-1111

無料法律相談室の開催について

裁判所では、毎年5月3日の憲法記念日を中心に、5月1日から7日までの一週間を憲法週間とし、裁判所の憲法上の地位及び裁判所が果たしている役割について諸行事を開催します。この行事の一環として、弁護士を相談員とする無料の法律相談室を開催しますので、ご利用ください。(予約は必要ありません)

日 時	5月10日(木) 13時～16時(受付 13時～15時30分)	5月11日(金) 13時30分～16時(受付 13時～15時30分)
会 場	広島地方裁判所三次支部 (三次市三次町1725番地1)	しまなみ交流館2階大会議室 (尾道市東御所町10番1号 尾道駅前)
お問い合わせ先	広島地方裁判所三次支部庶務課 ☎0824-63-5141	広島地方裁判所尾道支部庶務課 ☎0848-22-5285

※裁判所で係争中の案件については相談できません。

年金相談の開設

- 1 日 時 5月17日(木) 10時～15時30分(完全予約制)
- 2 場 所 世羅町役場 2階会議室
- 3 相談内容 年金受給に関すること等、年金制度全般(社会保険労務士が担当します。)
- 4 申込み等 直接ご本人様より三原年金事務所へお願いします。
(問い合わせの際に、年金手帳または、年金証書をお手元に準備しておくことをお勧めします。)

※今年度は、奇数月の第3木曜日に開設します。

【お問い合わせ先】

日本年金機構三原年金事務所 ☎0848-63-4111 ※音声案内番号1⇒2
総務課 町民係 ☎22-5302 せらにし支所 生活課 ☎37-2111

町指定ごみ袋の 価格改定について



平成30年7月1日より、町指定の可燃ごみ袋の価格を改定（値下げ）します。

改定後の価格につきましては次のとおりです。

指定ごみ袋の価格改定

ごみ袋のサイズ	販売価格（10枚当たり・税込）	
	平成30年6月30日まで	平成30年7月1日から
小（15リットル）	500円	120円
中（30リットル）	1,000円	240円
大（45リットル）	1,500円	360円

※今回の改定は価格のみですので、ごみ袋自体に変更はありません。現在お持ちのごみ袋は、7月1日以降も引き続きご使用いただけます。

平成30年度のごみ収集について

① 祝日のごみ収集について

祝日もごみの収集をおこないません。ただし、9月24日（月・祝日）は、処理場機械メンテナンスのため、ごみの収集はありません。また、年末年始のごみの収集については、広報等でお知らせします。

② ごみの正しい分別について

現在、町では「可燃ごみ」「資源化ごみ」「不燃ごみ」の3種類に分別していただいております。その際に「資源化ごみ」の分別を誤って出されることが多く見受けられます。各世帯に配布しております「家庭ごみの分別と出し方」によって、正しく分別してルールを守って出しましょう。

③ ごみステーション設置等補助金について

ごみステーションの設置等に係る費用に対する補助金制度は、今年度も継続してまいりますので、ご利用ください。条件等の詳細については、環境整備課までお問い合わせください。

ごみステーション化について（お礼）

町では、良好な衛生環境と景観の保全、行政サービス向上と平準化、安全かつ効率的にごみ収集作業を行うために、ごみステーション化を推進してまいりました。平成30年4月の収集より、町内全域で戸別収集を廃止し、ごみステーションによる収集に変更されました。町民の皆様のご理解とご協力を厚くお礼申し上げます。

【お問い合わせ先】 環境整備課 ☎ 22-4513

平成
30年度

浄化槽設置整備事業補助金の希望申込について

川や海の水質汚濁の原因のほとんどが、私たちの家庭から流れ出る台所や風呂、洗濯などの排水です。

きれいな川や海をとりもどすためにも、生活排水とトイレの汚水をあわせて処理する「浄化槽」が大いに役立ちます。

次の条件に該当する方が浄化槽を設置される場合には、補助金交付の対象となりますので、ぜひご利用ください。

●浄化槽設置補助金の申込

受付期間：

平成30年4月2日(月)から11月30日(金)まで

持参していただくもの：印鑑（認印）

希望申込書は、環境整備課 または せらにし支所でお受け取りください。

※なお、国や県の補助を受ける事業であるため、補助金（予算）に限りがあります。

先着順で受け付けを行いますので、お早目にお申込みください。

●補助対象となる地域

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理区域を除いた町内全域

●補助金の額

浄化槽区分	居住用面積 (延べ床面積)	補助限度額	
		新築等	改築(注1)
5人槽	130㎡以下	332,000円	450,000円
7人槽	130㎡を超えるもの	414,000円	600,000円
10人槽	2世帯住宅など	548,000円	800,000円

注1 改築とは、くみ取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えることをいいます。

※単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は、改築の該当額に15万円を加えた額が限度額となります。

※一定の条件を満たした場合には、浄化槽を小型化することも可能ですので、ご相談ください。

●補助対象となる条件

1. 専用住宅（店舗等を併設する住宅では居住部分）に浄化槽を設置すること
2. 平成31年3月10日までに浄化槽の設置を完了すること

なお、交付決定前に着工された場合は、補助対象になりません。

また、この他にも、補助金の対象外となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】環境整備課 ☎ 22-4513

ご利用ください「飲用水施設整備補助金(ボーリング補助)」

水道がない地域で、生活用水を確保するため新しくボーリング等を行う場合に、その経費の一部を補助します。

予算（補助金）に限りがありますので、お早目にお申込みください。

<対象区域>

上水道事業の計画区域以外の区域が対象になります。※計画区域内でも、1年以内に給水が開始されない区域は、給水が開始されたときに必ず加入されることを条件として、補助の対象とします。

<対象となる施設>

別荘などの一時的な利用のための住宅、事務所・店舗等の事業用専用建物、賃貸住宅を除く、居住用の住宅に飲用水を供給するもの

<対象者>

次の条件をすべて満たす方

- ・町内に住所を有する方
(世羅町に転入することを誓約される方を含みます)
- ・日常生活に必要な飲用水を確保しようとする方
- ・町税及び町公共料金を完納している方

なお、交付決定前に着工された場合は補助対象になりません。

<対象経費>

ボーリングまたは堀井戸の費用のほか、揚水ポンプ、

水質及び水量検査の費用。

貯水設備、滅菌器など水質基準に適合しない含有物を除去する装置、水源調査の経費、補助対象施設間の配管。

ただし、飲用水検査に合格（※注1）し、一定の水量（※注2）の確保が必要です。

※注1 一般細菌が検出された場合に、煮沸して利用する場合はこの限りではありません。

※注2 250リットル×利用される人数の日量確保が必要です。

<補助金額>

補助対象経費と補助金額（補助率1/2）の上限額は次の表のとおりです。

利用する戸数	補助対象経費	補助金額
1戸	150万円	75万円
2戸	200万円	100万円
3戸	250万円	125万円
4戸	300万円	150万円
5戸	350万円	175万円
6戸	400万円	200万円
7戸	450万円	225万円
8戸以上	500万円	250万円

【お問い合わせ先】環境整備課 ☎ 22-4513

再生可能エネルギー設備設置費

補助金の申請について

一般住宅に薪ストーブ、ペレットストーブ、薪ボイラー等又は太陽熱利用装置等の設置をお考えの方に補助金制度を設けています。ぜひご利用ください。

●再生可能エネルギー設備設置補助金の申込

受付開始：平成30年4月2日から
受付方法：補助金を希望される方は、「再生可能エネルギー設備設置費補助金交付申請書」に必要な書類を添付して、ご提出ください。

※補助金（予算）に限りがあります。先着順で受け付けを行いますので、お早目にお申込み下さい。

●補助金の額

〈木質バイオマス燃焼機器（薪ストーブ、ペレットストーブ、薪ボイラー等）〉
補助対象経費の3分の1以内
上限10万円
〈太陽熱利用装置（太陽熱温水器等）〉
補助対象経費の3分の1以内
上限5万円

●補助金の対象者

- ・補助金の対象となられる方には、要件があります。
- ・自らが居住する住宅に対象機器を購入及び設置される方
- ・町税を完納している方
- ・過去に、同様の補助金の交付を受けたことがない方 など

●その他

- ・補助金交付決定後に設置工事を開始してください。事前着工されている場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。
- ・未使用品を対象としており、住宅用の設備に限ります。
- ・工事施工業者は町内業者に限りません。町外業者が施工される場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。

●申請用紙の受け取り・提出先

申請書は、環境整備課又はせらにし支所で受付します。なお申請書用紙はホームページからもダウンロードできます。

【お問い合わせ】

環境整備課 ☎22-4513

古紙等資源集団回収奨励金について

ごみの減量化と限りある資源のリサイクルの促進を図るため、古紙等の再利用できる資源の回収活動を行う団体に対して、奨励金を交付しています。

なお、奨励金（予算）に限りがあり、予算額に達した時点で受け付けを終了します。ぜひ、ご利用ください。

●交付対象者

町内会、自治会、PTA、子ども会、女性会、老人クラブ等の町内の組織で、年間2回以上の回収活動を行う団体

●交付対象品目

- ・古紙等（新聞紙、雑誌類、段ボール）
 - ・スチール缶
 - ・アルミ缶
- ※鉄くず等は、対象になりません。



●奨励金の額

- 次の①と②の合計額
- ①回収を実施した月について、1回を限度として1,000円
- ②回収した古紙等の重量1キログラム当たり5円
- 回収したスチール缶、アルミ缶の重量1キログラム当たり10円

●集団回収団体届出書の提出

- ・新規に資源の集団回収活動を計画されている団体は、回収を実施される前に届出をお願いします。
- ・継続して集団回収活動に取り組まれる団体についても、改めて届出をお願いします。

●団体届出奨励金交付申請の提出先

環境整備課、又はせらにし支所にご提出ください。（郵送でも受付可能です）

なお、交付申請には、資源回収業者が発行した計量書、買取明細書又は引取明細書の原本の添付が必要です。ご注意ください。

●お問い合わせ

環境整備課 ☎22-4513

平成30年度 犬の登録・狂犬病予防注射の実施について



犬の登録・狂犬病予防注射を次の日程で実施しますので、お近くの会場で受けてください。

月日	地区	場 所	時 間
5/8 (火)	西上原	甲山保健福祉センター	9:30～ 9:35
	赤 屋	赤屋会館	9:45～ 9:55
		水越集会所	10:05～10:10
	別 迫	東自治センター	10:20～10:25
	青 近	すずらん荘	10:35～10:40
5/9 (水)	西上原	白梅会館	9:30～ 9:35
		昭和池付近	9:45～ 9:50
	東上原	世羅郡森林組合青葉荘前	9:55～10:00
	伊 尾	伊尾中組集会所	10:10～10:15
		中山田集会所	10:20～10:25
伊尾自治センター		10:35～10:45	
小 谷	下津屋地区老人集会所	10:55～11:00	
5/10 (木)	小世良	小谷集会所	11:05～11:10
		甲山小学校西側駐車場	9:30～ 9:40
		甲山いきいき村裏駐車場	9:45～ 9:50
	川 尻	甲山文化センター跡地	10:00～10:05
		陰地中組集会所	10:10～10:15
	宇津戸	奴田橋付近	10:25～10:30
		宇津戸自治センター	10:40～10:50
		清竹産業車庫横	10:55～11:00
5/11 (金)	本 郷	矢熊集会所	11:05～11:10
	津 口	箱消防屯所	11:20～11:25
5/11 (金)	本 郷	JA尾道市世羅支店前駐車場	9:30～ 9:40
	寺 町	西川コミュニティホーム付近	9:50～ 9:55
	津 口	寺町会館	10:05～10:15
	黒 淵	津口創作館	10:35～10:40
	徳 市	黒淵会館	10:50～10:55
	京 丸	徳市会館	11:05～11:10
5/11 (金)	京 丸	せら香遊ランド前駐車場	11:25～11:30

月日	地区	場 所	時 間
5/15 (火)	本 郷	大村 小池商店横	9:30～ 9:35
	寺 町	池田停留所	9:45～ 9:50
		上安田集会所	10:00～10:05
	安 田	政国橋付近	10:15～10:20
		旧大見自治センター前	10:30～10:35
戸 張	旧セラ通運横	10:45～10:50	
	空口生活改善センター	11:05～11:10	
	5/16 (水)	東神崎	神崎倉庫跡地
5/16 (水)	西神崎	岩多陸運前	9:45～ 9:50
	重 永	重永前会館	10:00～10:05
重永後会館		10:15～10:20	
JA尾道市西大田事務所		10:25～10:30	
賀 茂	エスポワール賀茂西	10:40～10:45	
青 水	青水会館	10:55～11:05	
京 丸	京丸会館	11:15～11:20	
5/17 (木)	小 国	上小国消防格納庫	9:20～ 9:25
		見田集会所	9:30～ 9:35
	山福田	平田様宅前	9:45～10:00
		山福田自治センター	10:05～10:10
		福田不燃物収集所	10:15～10:20
	長 田	溝熊不燃物収集所	10:30～10:35
		篠村集会所	10:40～10:45
	下津田	長田生活改善センター	10:50～10:55
イマタニ前交差点		11:00～11:05	
5/18 (金)	小 国	中陰地集会所	11:10～11:20
		せらにし支所前	9:30～ 9:45
		下小国消防格納庫	9:50～ 9:55
	黒 川	吉実正信様宅前	10:05～10:10
		JA尾道市吉川事務所	10:20～10:25
	上津田	おくがわ商店横	10:30～10:35
下津田	大池集会所	10:45～10:55	
下津田	津名自治センター	11:05～11:15	

※動物病院などで、狂犬病予防注射を受けられた方は、狂犬病予防注射済登録が必要になりますので、『狂犬病予防注射済証』を、役場 環境整備課までお持ちください。

広島県獣医師会 尾三地域支部からの注意点

★接種できない犬

- ①病気を治療中の場合
- ②元気がない。食欲がない。
熱や咳、下痢の症状がある場合
- ③発情中、妊娠中、授乳中の場合
- ④重い栄養障害のある場合
- ⑤1ヶ月以内に別のワクチンを接種している場合
- ⑥以前に予防接種や、他のワクチンで異常があった場合
接種に不安がある場合は、必ず申し出てください。

◆接種後の注意点

- ①接種から3日は安静にし、激しい運動は控えてください。
- ②異常がある場合は、速やかに最寄りの動物病院を受診してください。
- ③接種後、1週間は他のワクチン接種を受けないでください。

集団接種での注意点

- 飼い主が、制御できない犬には接種できません。
- 料金は登録3,000円、注射3,050円です。
- 役場から案内ハガキを送付しますので、必要事項を記入し、当日必ずご持参ください。
- 当日はおつりのいらないようご準備ください。
- 登録済みの犬は注射のみとなります。
- 状況に応じて時間が前後することがあります。

▼その他

- 登録済みの犬が死亡した場合は、役場環境整備課又はせらにし支所まで届け出てください。
- 来場できない方は、動物病院で登録・注射を受けることができます。

【お問い合わせ先】 環境整備課 ☎ 22-4513

世羅町住宅リフォーム補助事業 補助対象住宅募集について

住民が安全・安心で快適な生活を営むことができるよう居住環境の質の向上及び住宅投資の波及効果による町内経済の活性化を図ることを目的として、住宅の増改築に要する費用の一部を補助する制度です。

○補助事業の概要

補助対象住宅 (すべての項目に該当)	<ul style="list-style-type: none">・世羅町内に存する住宅。・戸建て住宅、併用住宅 (延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)・居住の実態があること。・国、地方公共団体、その他公的団体が所有するもの以外であること。
補助対象者 (すべての項目に該当)	<ul style="list-style-type: none">・自ら居住している住宅の所有者。・町税の滞納がない者。・以前に同一事業の補助金の交付を受けていない者。
補助対象事業 (すべての項目に該当)	<ul style="list-style-type: none">・建築基準法に違反しないリフォームであること。・リフォームに要する費用が30万円以上であること。・町内建築関連業者が施工するものであること。・<u>平成31年2月28日(木)までに、リフォームが完了すること。</u>
補助額	<ul style="list-style-type: none">・リフォームに要する費用の10分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。・一般世帯が行うリフォームについては30万円を限度とし、3世代同居リフォームについては50万円を限度とする。

○申込み受付期間

- ・5月14日(月)～5月18日(金)

○申込み方法

- ・世羅町住宅リフォーム補助金交付申請書に、必要書類を添付し提出してください。内容を審査し、世羅町住宅リフォーム補助金交付決定通知書を送付します。
- ・申請書類は世羅町ホームページからダウンロードする事も出来ます。

○その他

- ・住宅リフォーム補助金の交付決定後に、契約及びリフォーム工事に着手してください。
- ・申込み多数の場合は、抽選を行います。

【申込み・お問い合わせ先】 建設課 管理係 ☎22-5309

世羅町木造住宅耐震診断・ 木造住宅耐震改修工事費補助事業について

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産の保護を目的として、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助する制度です。

○補助事業の概要

補助対象建築物 (すべての項目に 該当)	<ul style="list-style-type: none">・昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅、併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）又は長屋住宅。・居住の実態があること。・地階を除く階数が2以下であること。・国、地方公共団体その他公的団体が所有するもの以外であること。	
補助対象者 (すべての項目に 該当)	<ul style="list-style-type: none">・自ら居住している住宅の所有者。・町税の滞納がない者。・以前に同一事業の補助金の交付を受けていない者。	
補助 額	耐震診断の場合	耐震診断に要する費用に3分の2を乗じて得た額以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、2万円を限度とする。
	耐震改修工事の 場合	耐震改修工事に要する経費に3分の1を乗じて得た額以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、30万円を限度とする。

○申込み受付期間

- ・5月14日（月）～12月21日（金）
* 診断または工事が平成31年2月28日（木）までに完了できるもの

○募集件数 ・耐震診断 1棟程度 ・耐震改修 1棟程度

○その他

- ・補助金の交付決定後に、耐震診断または耐震改修の契約・着手をしてください。
- ・予定件数に達した時点で終了します。

【申込み・お問い合わせ先】 建設課 管理係 ☎ 22-5309

町道草刈り作業交付金交付制度について

町道の草刈りを地域ぐるみで実施される団体に対して、活動経費の一部を支援します。
活動団体には、次の支援を行っています。

項目	支援内容
保険加入	万が一の事故等に備え、町の保険料負担で傷害・賠償責任保険に加入
交付金交付	申請のあった一定の要件を満たす団体について、活動内容に応じて交付金を交付

活動団体の認定条件（次の要件のすべてを満たす団体）

- 町道の一定区間（500m以上）の草刈りの活動
- 3人以上で構成されている団体
- その活動が、町から他の委託料や補助金などの支援を受けていないこと。

活動認定団体になるには

- 町道草刈り作業認定団体申込書を町に提出します。
- 認定後、認定団体と世羅町で活動に関する契約を結びます。
- 契約後、町において保険加入の手続きをします。（保険料は町が負担）

交付金額

- 年1回草刈り作業を実施した場合は、延長100m当たり1,000円
- 年2回以上の草刈り作業を実施した場合は、延長100m当たり1,500円
- 15万円を限度額とします。

実施作業

- 5月から12月末までに実施するものが交付金の対象となります。

申 請

- 実施作業1か月前までに申請をお願いします。

【申込み・お問い合わせ先】 建設課 管理係 ☎22-5309

ご確認ください！農薬の取扱い

農薬の取扱いにおける注意点等について、シリーズで紹介します。



第2回「農薬の散布時には」

農薬散布時は周囲への飛散等に注意しましょう。

- 必ず防除衣、農薬用マスク、保護メガネ等を着用しましょう。
- 近接ほ場や学校、公園、住宅地周辺等への、農薬飛散防止対策を徹底しましょう。
早朝や夕方の風が無い穏やかな時間帯を選び、風の変化に注意し、状況によって散布位置を調整したり、散布を中断するようにしてください。
- 周辺住民の方や近隣の農作物栽培者等へ、散布の日程や場所等について、事前にお知らせするようにしてください。
- 水田において農薬を使用する場合、止水に関する注意事項を必ず守りましょう。

【お問い合わせ先】

産業振興課 産業振興係 ☎22-5304

毒物または劇物については、広島県東部保健所生活衛生課 ☎0848-25-4643

※農林水産省ホームページの「農薬コーナー」において、詳細かつ最新の情報提供が行われていますので、ご覧ください。 <http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

イラスト JA全農提供

平成30年度 農作業標準料金

世羅町農業委員会では、農作業の受託・委託をされる場合の農作業標準料金を次のとおり定めましたので、参考にしてください。

作業内容		単位	金額
耕起		10a	8,000円
代かき（荒かき＋本代かき）		10a	12,000円
耕起から代かきまで		10a	20,000円
田植え		10a	施肥機なし 6,000円 側条施肥機植え 7,000円 (除草剤散布機付)
刈取り脱穀収穫作業		10a	22,000円
あぜ塗り		1 m	50円
一般農作業		時間	1,000円(日額8,000円)
草刈り作業		時間	1,400円(機械・燃料込) 1,150円(機械・燃料なし)
農薬散布	粉剤・粒剤	10a	1,500円(農薬は別)
	乳剤・水和剤	10a	2,500円(農薬は別)
肥料・土壌改良資材散布		10a	各種1,500円 (肥料・改良資材は別)
堆肥散布		2t / 10a	4,000円(堆肥は別)

- ・標準料金は参考としていただくために定めたものです。
- ・田の条件等（未整備田・湿田倒伏等）により2割増まで、また、受託・委託の際はよく話し合って料金を決めてください。
- ・機械作業では、原則として機械・燃料・オペレーターについては受託者が負担し、それ以外は委託者が負担することを前提としています。
- ・機械作業以外の作業や委託作業に付随する作業（たとえば田植の際の苗の運搬など）については、事前に双方でよく話し合ってください。
- ・草刈り作業は受託者が機械と燃料を負担した場合と委託者が負担する場合で表示しています。

【お問い合わせ先】 農業委員会事務局 ☎ 22-5301

世羅町有害鳥獣個人捕獲報償金交付要綱を改正しました。

近年、世羅町でもイノシシやシカ等による農作物被害が多発しており、町への被害報告も年々増加傾向にあります。町では、有害鳥獣による農業被害を低減するため、被害防止対策と有害鳥獣の捕獲強化に努めています。

この度、被害防止に取り組む方への支援を拡充するため、前年に県へ狩猟者登録をされ、町の個人捕獲許可を受けた方を対象とした世羅町有害鳥獣個人捕獲報償金の交付額を改正しました。

【改正内容】

報償金の額 イノシシ及びシカ 1頭につき1,000円から**2,000円**になりました。
※ただし、狩猟期間（11月15日～2月末）を除きます。

世羅町野猪等被害防止対策事業補助金の対象事業費を拡大しました。

【対象額を拡大したもの】

侵入防止柵設置（補助率30%以内、補助金交付限度額 **10万円**）

お支払いする補助金交付限度額を 3万円から10万円に拡大しました。このため、補助対象となる購入費は10万円から約33万円に拡大となりました。

対象となるものは、町内において農林水産業に従事する個人及び団体が、2戸以上で共同施工できるもので、農林水産物の被害を防止する目的で農地等の周囲に設置する侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵、電気柵、ネット）の資材購入費です。

※1戸の場合でも申請できる場合があります。また、柵の設置をお考えの方は、効果的な柵の設置のためにも、実施前に役場担当へご連絡下さい。

補助は予算の範囲内で行います。また事業申請については、1申請者当たり年1回としますので、詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 産業振興課 鳥獣被害対策係 ☎22-5304

国土交通省からの重要なお知らせ

タカタ製エアバッグのリコール未改修車は、平成30年5月から車検が通らなくなります！！早急にリコール作業を受けてください！

■まずは検索システムで措置対象かどうかを確認！

◇検索システムパソコン用URL

リコール情報検索アプリ

検索

<http://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

◇スマホ・タブレット用アプリ

「リコール情報検索」アプリの紹介

国産四輪車（乗用車・大型車）と国産二輪車について、車検証のQRコードを読み取ってリコールの対象になっていないか確認できるツールです。

Available on the App Store

Google play



【エアバッグリコール特設ホームページ】

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_003.html

【お問い合わせ先】

国土交通省 タカタ専用ダイヤル
☎03-5539-0452

未改修の場合は、早急に販売店でリコール改修を実施！

国民年金保険料について

★国民年金保険料

平成30年度の国民年金保険料額は、月額16,340円です。

保険料は、日本年金機構から4月上旬に送付される1年分の「納付書」により、翌月末日までに、金融機関またはコンビニエンスストアで納付ください。（保険料は、2年を過ぎると納められなくなるので、ご注意ください。）なお、口座振替、クレジットカードによる納付もできます。ご希望の方はお問い合わせください。

前納制度のご利用は、大変お得です。

平成30年度 国民年金保険料 前納額

平成30年度保険料 (割引額)		1ヶ月分	6ヶ月分	1年分	2年分
		保険料 (割引額)	保険料 (割引額)	保険料 (割引額)	保険料 (割引額)
毎月	(納付書による現金納付、 翌月末振替の口座振替)	16,340円 (—)	98,040円 (—)	196,080円 (—)	393,000円 (—)
【早割】	(当月末振替の口座振替)	16,290円 (50円)	97,740円 (300円)	195,480円 (600円)	391,800円 (1,200円)
6ヶ月前納	(現金納付)	(—)	97,240円 (800円)	194,480円 (1,600円)	(—)
	(口座振替)	(—)	96,930円 (1,110円)	193,860円 (2,220円)	(—)
1年前納	(現金前納)	(—)	(—)	192,600円 (3,480円)	(—)
2年前納	(現金前納)	(—)	(—)	(—)	378,580円 (14,420円)

※口座振替・クレジットカードによる平成30年4月からの前納（早割・6ヶ月分・1年分・2年分）の新規申し込みは終了しました。2年前納の納付書の発行は、お近くの年金事務所までお申し出ください。平成30年4月～平成31年3月までの前納期限は5月1日です。年度途中で新たに1号被保険者になった方も、翌年度3月分までの納付書でお納めいただくことが可能です。

※クレジット納付による納付額は「現金納付」と同額になります。

★国民年金保険料学生納付特例制度・申請のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人に所得が一定額以下の場合、国民年金の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

申請を希望される方は、学生証の写しまたは在学証明書を添えて申請してください。

承認期間は、4月から翌年3月の1年間です。（※20歳になった年度は、誕生月から当年度3月までが承認期間です）

学生納付特例制度により平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキが、日本年金機構から送付されています。同一の学校に在学される方は、このハガキに必要な事項を記入し返送していただくことにより平成30年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、この制度を利用せず保険料の納付を希望される方は、三原年金事務所または世羅町役場総務課町民係までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 日本年金機構 三原年金事務所 ☎0848-63-4111 ※音声案内2
総務課 町民係 ☎22-5302
せらし支所 生活課 ☎37-2111



平成30年度 「世羅町ふるさと夢基金」 の助成事業を募集します

世羅町では「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」を目指して、町民の皆さんや団体などによる地域づくり活動を支援するため、「世羅町ふるさと夢基金」を設置しています。地域活性化のために、ぜひ「世羅町ふるさと夢基金」をご活用ください。

平成27年度から募集テーマを設け事業を募集しています。募集テーマに沿った応募をお願いします。

募集テーマ

※地域づくり支援事業・まちづくり助成事業共通

- (1) まちの魅力アップ (2) 少子高齢化・人口減少対策 (3) その他地域の活性化

※その他地域の活性化に関する事業の採択件数は2件以内です

助成の対象者

町内の公共的団体（住民自治組織等）又はグループ

助成事業のメニュー

※いずれも営利目的の事業は除く

地域づくり支援事業

助成上限：100万円
原則8/10以内を助成

【助成対象】

施設整備以外の地域づくりに資する事業に対し助成します。

【助成事業の例】

- 交流イベント等の開催 ○伝統文化の衣装等整備 など

※郷土史の編集発行費用や、視察研修、構成員の人件費、助成額が20万円未満の少額事業などは対象外です。



まちづくり助成事業

助成上限：原則500万円
原則8/10以内を助成

【助成対象】

地域にある施設や自然環境を活かして景観形成や観光振興など地域の活力再生・町の魅力アップに取り組む事業（施設整備）に対し助成します。

※地域の住民のみが利用する施設（集会所など）の改修は、上限300万円で1/2以内の助成になります。

【助成事業の例】

- 公園や東屋など住民の憩いの場の整備 ○地域にある名所や歴史的な遺構などの案内看板の整備
○地域にある施設のバリアフリー化 ○伝統的建物の再生や建物を活用した交流施設の整備 など

※助成額が20万円未満の少額の事業などは対象外です。

基金の助成を受けるための手続き

申請書の提出 助成を希望される方は、所定の申請書等に必要事項を記載し、関係資料を添付して世羅町企画課へ提出してください。

受付期間 平成30年度の助成申請を、**6月1日（金）**まで受け付けます。

審査方法 助成を希望する方は、申請内容を「世羅町ふるさと夢基金事業審査会」で説明していただきます。審査会は原則として公開により実施します。

助成先の決定 公開審査会の審査を踏まえ、助成先、助成金額を決定し発表します。詳細は別途文書により申請者に通知します。

活動結果の報告 助成による事業の結果は「実績報告書」により報告していただきます。また、翌年度において活動成果報告会や広報せらで報告していただきます。

※詳細については、『[世羅町ホームページ](#)』等でご確認ください。

※申請を検討される場合には、事前にご相談ください。

【お問い合わせ先】 企画課 自治振興係 ☎ 22-3206

平成
30年度

協働のまちづくり支援事業

町では協働のまちづくりを推進するため、振興区等が行う地域づくり活動を応援するとさまざまな補助事業を用意しています。

その一部を紹介しますので、ぜひご利用ください。
補助金の要件など、詳しくは担当課にお問い合わせください。

地域自治活動助成事業

対象事業

○組織の維持・運営、地域づくりの諸活動

均等割：10,000円

戸数割：1,100円/戸

助成対象団体

振興区・振興会等の住民自治組織（中組織）

受付窓口

各地区住民自治組織（大組織）を通じての申請・助成となります。

【お問い合わせ先】

企画課 自治振興係 ☎22-13206



コミュニティ施設整備事業

対象事業

○集会施設の整備

限度額：80万円（補助率2分の1）

助成要件：30万円以上の事業費を要するもの等

○運動広場の整備

限度額：30万円（補助率2分の1）

助成要件：10万円以上の事業費を要するもの等

○駐車場の整備

限度額：20万円（補助率3分の2）

助成要件：5万円以上の事業費を要するもの等

○集会施設の飲料水施設整備

限度額：20万円（補助率3分の2）

助成要件：10万円以上の事業費を要するもの等

助成対象団体

おおむね10戸以上の住民自治組織

【お問い合わせ先】

企画課 自治振興係 ☎22-13206

地域づくり活性化事業

対象事業

○地域づくり計画策定事業

限度額：3万円

○地域花いっぱい事業

限度額：3万円（施肥管理、単年生の場合）

限度額：5万円（多年生の場合）

助成対象団体

自治センターエリアの住民自治組織（大組織）

振興区・振興会等の住民自治組織（中組織）

【お問い合わせ先】

企画課 自治振興係 ☎22-13206

防犯（街路）灯設置事業

対象事業

○LED照明の防犯（街路）灯設置事業

限度額：15,000円/基

助成対象団体

住民自治組織 等

【お問い合わせ先】

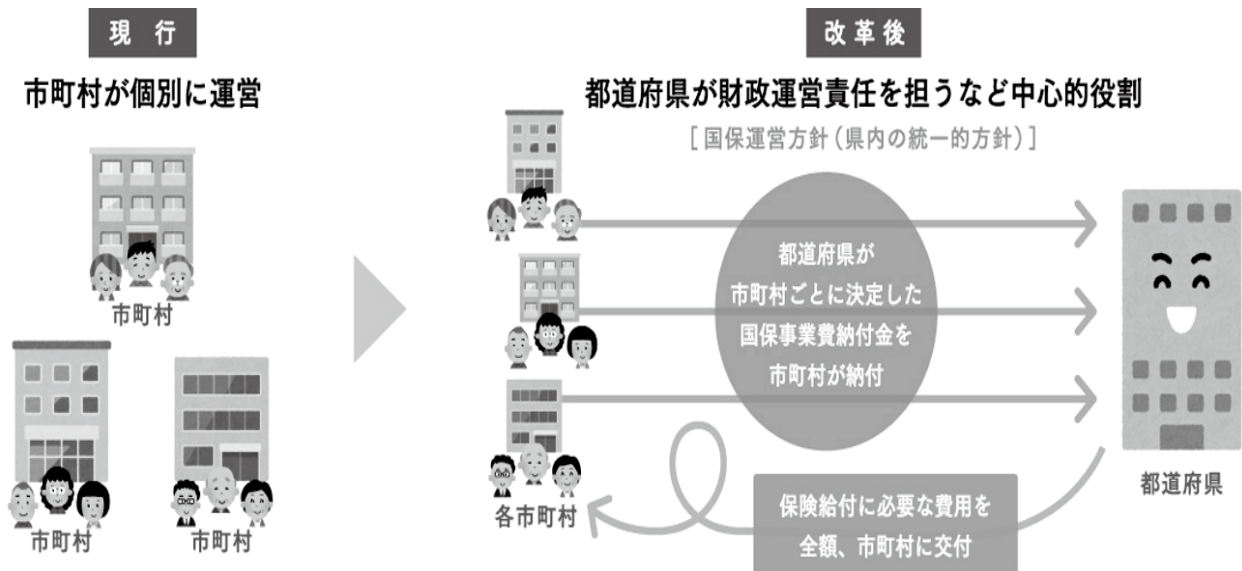
総務課 生活安全係 ☎22-11111

国民健康保険制度が変わります！

平成30年4月から国民健康保険は、都道府県と市町村が共同で運営することとなります。

Q1 どうして共同運営するの？

国民健康保険は、「年齢構成が高く、医療費水準が高い」、「所得水準が低く、保険料（税）の負担が重い」、「財政基盤が弱く制度運営が困難な市町村もある」といった**構造的課題があります**。このため、制度を将来にわたり守り続けるため、**都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに共同運営することで、安定的な財政運営を目指します**。これにより、**急激な保険料（税）の上昇が起これにくくなります**。



Q2 被保険者証はどうなるの？

県内での統一により、次の点が変わります。

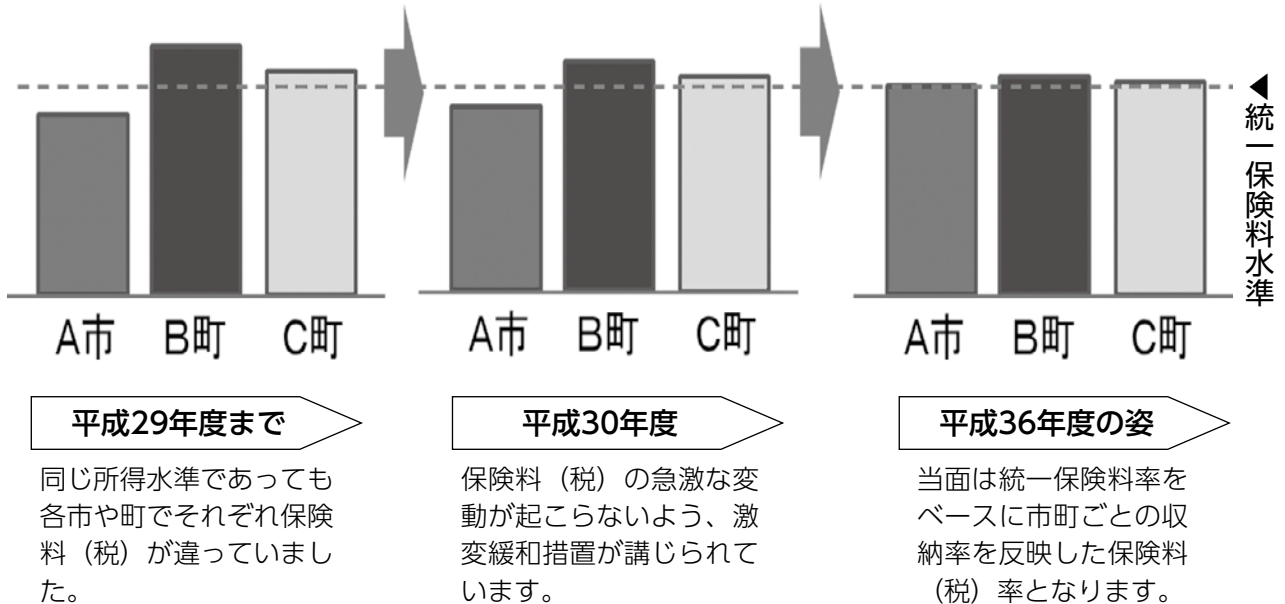
- ①被保険者証に「**広島県**」と記載されます。
- ②70歳以上の方に交付されている**高齢受給者証は被保険者証と一体化され、1枚にまとまります**。
- ③**8月1日が更新日**となります。

資格の取得・喪失及び住所変更等の手続きや被保険者証の交付は、これまでどおりお住まいの市町村で行います。

被保険者のみなさんが制度の見直しに際して、新たに手続きをする必要はありません。

Q3 保険料(税)はどうなるの？

都道府県が示す標準保険料率等を参考に、市町村が保険料(税)率を定め、保険料(税)を賦課・徴収することになります。被保険者のみなさんの負担の公平性を確保するため、広島県においては、「同じ所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同じ保険料(税)」になることを目指します。



公平な負担を
目指します！



世羅町国民健康保険事業特別会計予算について

国民健康保険は、被保険者の方の保険税と県からの支出金等をもとに財政運営を行っています。平成28年度の被保険者の方々の医療のためにかかった費用(保険者負担分)は、一人当たり年間約28万1千円でした。平成30年度予算は、平成27年度から直近までの医療費実績等から、一人当たり年間約30万5千円で見込み、予算編成しています。

平成30年度 国民健康保険特別会計予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
国民健康保険税	316,677	総務費	46,123
県支出金	1,234,342	保険給付費	1,153,711
繰入金	187,532	事業費納付金	465,898
諸収入その他	5,149	保健事業費	63,737
		諸支出金その他	14,231
合 計	1,743,700	合 計	1,743,700

医療費の適正化について

被保険者の方々に、健康と医療費に対して関心を持っていただくため、医療費通知、後発医薬品差額通知を引き続き送付します。

また、健診情報等のデータ分析に基づき、生活習慣病の発症予防など保健事業を効果的・効率的に実施し、医療費抑制に努めます。



国民健康保険の手続きについて

国民健康保険（国保）への、加入・脱退などの手続きは、世帯主または同じ世帯の世帯員による届出が必要です。他の保険に加入したときは、国保の資格喪失手続きをして保険証を返還してください。手続きをしないと、国保税が賦課されたままとなり、他の保険との二重払いが生じたり、支払いの督促などが行われますのでご注意ください。遡及して国保に加入したときには、国保税をまとめて納付しなければならない場合もあります。

資格のない保険証で医療機関等を受診すると、保険給付を誤って受けることになり、医療費の清算をしなければならなくなります。自分の加入している健康保険をしっかりと把握して医療機関等を受診しましょう。

こんなとき		届出に必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険の被扶養者でなくなった証明書、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、印鑑
国保をやめるとき	職場の健康保険に加入するとき	職場の健康保険の保険証（未交付の場合は加入したことを証明するもの）、保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	生活保護を受け始めたとき	生活保護開始決定通知書、保険証、印鑑
その他	就学のため別に住所を定めるとき	在学証明書・学生証、印鑑

※届出には、個人番号（マイナンバー）が確認できるものと本人が確認できるものが必要です。

◇ 被保険者証の交付は、窓口交付以外は簡易書留で郵送していましたが、4月から普通郵便に切り替え郵送します。

【お問い合わせ先】 健康保険課 保険係 ☎ 25-0134

国民健康保険・後期高齢者医療のみなさま

【入院した時の食事代の見直し】

●入院したときの食事にかかる負担額が変更になります！

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食分として定められた標準負担額を自己負担し、残りは国民健康保険または後期高齢者医療が負担しています。

平成30年4月より360円→**460円**に変更となります。

区 分			食事（1食当たり）	
			平成30年 3月まで	平成30年 4月から
住民税課税世帯（下記以外の人）			360円	460円（※1）
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去 12か月の 入院日数	90日までの入院	210円	
		90日を超える入院	160円	
低所得者Ⅰ			100円	

（※1）○指定難病患者の方は、260円になります。

○平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病棟に入院していた方で、平成28年4月1日以降も引き続き医療機関に入院（同日内に転院する場合を含む。）している方は、260円になります。

◆住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要です。

【お問い合わせ先】 健康保険課 保険係 ☎25-0134



せらたすき一券ででかけよう!



世羅町外出支援事業共通利用券（愛称：せらたすき一券）の対象者の範囲が拡大しました。

対象者

世羅町に住所を有し、現に居住している方で、次のいずれかに該当する方

- ① 介護保険の要介護「1～5」
 - ② 身体障害者手帳「1級、2級、3級」所持者
 - ③ 療育手帳「㉠、A、㉡」所持者
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳「1級、2級」所持者
 - ⑤ 満65歳以上で、世羅警察署等へ有効期限内の運転免許証を返納し、「申請による運転免許の取消通知書」、または「運転経歴証明書」等の交付を受けた方
- ※ 介護施設に入所中の方は対象になりません。ただし、ケアハウスへ入所中の方は対象になります。

助成額

300円×100枚（30,000円分相当を毎年度）

※対象となられた月分から年度末分の利用券を交付します。

利用できるタクシー会社

一般タクシー

世羅交通 ☎22-5588
備三タクシー ☎22-5400
三川タクシー ☎24-0511
三原交通 ☎22-0771

介護タクシー

福祉タクシーまごころ ☎29-0680
福祉介護タクシーほのか ☎25-5017
(0120-931-326)

デマンドタクシー

せらまちタクシー（デマンドタクシー）☎25-5050

申請手続きに必要なもの

世羅保健福祉センター内の福祉課又はせらにし支所へ、次のものをご持参ください。

1. 印鑑
2. 対象者であることが確認できるもの
 - ・介護保険証
 - ・身体障害者手帳
 - ・療育手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・「申請による運転免許の取消通知書」または、「運転経歴証明書」
3. 代理の方は、代理人の印鑑と代理人の本人確認ができるもの

共通利用券（せらたすき一券）の使い方

1. タクシーを利用されたら、共通利用券を運転手に渡してください。券は1回の乗車につき、複数枚利用することができます。
2. 運転免許証返納により交付を受けた方は、生計を一にする同居の親族で運転免許証を持たない方も利用できます。

【お問い合わせ先】福祉課 高齢者支援係・障害者支援係 ☎25-0072

肺炎球菌感染症予防接種のお知らせ

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。

肺炎球菌感染症予防接種には肺炎を予防し、また発症しても症状を軽減する効果が期待されています。

予防接種を希望される対象者の方は、健康保険課健康増進係、またはせらにし支所生活課でお申し込みください。

対 象 者	世羅町に住所があり、 初めて 肺炎球菌感染症予防接種を受ける方のうち、A、Bのいずれかに該当する方。		
	A 生年月日が、①～⑧のいずれかに該当する方。		
	① 大正7年4月～大正8年3月	⑤ 昭和13年4月～昭和14年3月	
	② 大正12年4月～大正13年3月	⑥ 昭和18年4月～昭和19年3月	
	③ 昭和3年4月～昭和4年3月	⑦ 昭和23年4月～昭和24年3月	
	④ 昭和8年4月～昭和9年3月	⑧ 昭和28年4月～昭和29年3月	
	B 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器機能に重度の障害を有する方など（かかりつけ医にご相談ください。）		
接 種 期 間	平成30年4月～平成31年3月		
接 種 費 用 と 自 己 負 担 額	接種費用の内訳		接種費用 8,000円 (生活保護世帯の方は、自己負担額無料です)
	自己負担額 2,000円	公費負担額 6,000円	
予 防 接 種 の 有 効 期 間	接種後、5年間		
手 続 き	世羅町健康保険課、せらにし支所生活課にて申請後、 「肺炎球菌感染症予防接種券」 を発行しますので、 接種券を県内医療機関へ持参のうえ、予防接種を行ってください。		



【お申し込み・お問い合わせ先】

健康保険課 健康増進係

☎ 25-0134

せらにし支所 生活課

☎ 37-2111



手当額の改定について



～平成30年4月分からの支給額が変わります～

児童扶養手当

【手当の額】

全部支給		
区分	改定前	改定後
児童1人のとき	月額42,290円	月額42,500円
児童2人のとき	手当月額に9,990円加算	手当月額に10,040円加算
児童3人以上のとき	手当月額に5,990円加算	手当月額に6,020円加算
一部支給		
区分	改定前	改定後
児童1人のとき	所得に応じて、月額42,280～9,980円	所得に応じて、月額42,490～10,030円
児童2人のとき	所得に応じて、手当月額に9,980～5,000円を加算	所得に応じて、手当月額に10,030～5,020円を加算
児童3人以上のとき	所得に応じて、手当月額に5,980～3,000円を加算	所得に応じて、手当月額に6,010～3,010円を加算

(手当支給月 4月・8月・12月)

【対象】

次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達の年度の末日）の児童（一定の障害があるときは20歳未満）を監護する母及び、監護しかつ、生計を同じくする父又は養育者に支給されます。（所得要件があります）

【対象児童】

- ①父母が婚姻（または事実婚）を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障害にある児童
- ④父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑤母が婚姻しないで生まれた児童
- ⑥父・母とも不明である児童

【お問い合わせ先】 子育て支援課 児童保育係
☎ 25-0295

特別児童扶養手当

【手当の額】

	改定前	改定後
1級（重度）該当の場合	月額51,450円	月額51,700円
2級（中度）該当の場合	月額34,270円	月額34,430円

(手当支給月 4月・8月・11月)

【対象】

重度・中度の身体、知的または精神および発達障害により、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。

【支給要件】

- ①請求者本人、その配偶者および扶養義務者の所得が一定額未満
- ②対象児童が施設に入所していない
- ③対象児童が障害を理由とする年金を受けていない以上の全てを満たすことが要件です。

障害児福祉手当

【手当の額】

改定前	改定後
月額 14,580円	月額 14,650円

(手当支給月 5月・8月・11月・2月)

【対象】

重度の身体、知的または精神の障害により、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。

【支給要件】

- ①障害児本人、扶養義務者の所得が一定額未満
 - ②障害児が施設に入所していない
 - ③障害を事由とする年金（特別児童扶養手当を除く）を受けていない
- 以上の全てを満たすことが要件です。

特別障害者手当

【手当の額】

改定前	改定後
月額 26,810円	月額 26,940円

(手当支給月 5月・8月・11月・2月)

※原爆介護手当を受けているときには、手当額が変わる場合があります。

【対象】

著しく重度の身体・知的または精神の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅の方に支給されます。

【支給要件】

- ①障害者本人、その配偶者および扶養義務者の所得が一定額未満
 - ②障害者が施設に入所していない
 - ③障害者が3か月以上の入院をしていない
- 以上の全てを満たすことが要件です。

【お問い合わせ先】 福祉課 障害者支援係
☎ 25-0072

子どもの
えがお
親の
えがおが
未来を
つくる

わたしたちのまちの子育て支援

Kids★めるまが

世羅町の子育て情報を携帯電話で!



(公財) ひろしまこども夢財団との共同事業として世羅町内の子育て情報を随時配信しています。世羅町での子育てに役立つ身近な情報をタイムリーに得る手段として、ぜひご利用ください。登録料、利用料は無料です。(パケット通信料のみ利用者負担となります)

【登録方法】

※パソコンからのメール受信拒否設定をされている場合、kids@ikuchan.or.jpからのメールを受信できるように設定してからお申込みください。

- ①アドレス：<http://www.ikuchan.or.jp/kids>を直接入力する。
- ②『イクちゃん』の検索から「イクちゃんネット」を選択
- ③右のQRコードからアクセス



いずれかの方法により『kids☆めるまが』へ入って手順に沿って登録を行ってください。

*対象者：出産予定の方、18歳未満の子どもを育てている方、子育て支援に興味のある方など。

【こんな情報が届きます】

- ・町内の子育て事業やイベント情報
- ・町内子育て広場の案内、中止等
- ・食育や健康のアドバイス情報
- ・感染症や予防接種の情報
- ・不審者情報



世羅町不妊検査・一般不妊治療費助成事業について

平成30年4月から不妊検査・一般不妊治療を受けられているご夫婦に対して、治療費の一部を助成する「不妊検査・一般不妊治療費助成事業」が始まりました。



【助成対象者】 (次の要件すべてを満たす方です)

- 検査・治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦で、申請日において夫婦共に、世羅町に住所があること。
- 検査・治療開始時の妻の年齢が、35歳未満であること。
- 広島県の不妊検査・一般不妊治療費助成事業の助成決定を受けていること。
(ただし、平成30年4月1日以降の、検査及び治療に限ります)
- 町税等を滞納していないこと。

【助成額】

一組の夫婦に対して1回限りとし、上限5万円(検査・治療に要した費用の自己負担の2分の1。1,000円未満は切り捨て)となります。

【お問い合わせ先】 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 25-0295



乳児おむつ購入費等助成事業



【事業概要】

世羅町では、子育て家庭の負担の軽減と安心して子どもを生き育てることができる環境の確保を目的として、平成29年4月1日以後に出生した乳児を養育する保護者に対し、その乳児が使用するおむつ等の購入費用を助成し、併せてごみ袋を支給しています。

【対象者】

平成29年4月1日以後に出生した乳児が使用するおむつ等を購入した保護者（養育する者）。

※支給には要件があります。

【助成期間】

乳児が出生した日から満1歳に達する日まで。

※乳児等が他の市町村から転入した場合は、乳児が世羅町の住民基本台帳に記載された日から満1歳に達する日まで。

【助成及び支給内容】

対象品目	助成及び支給内容
紙おむつ 布おむつ おむつカバー (町内のお店で購入したものに限り)	・乳児1人につき12,000円 ※生後6か月未満に転入した場合は12,000円を上限、生後6か月以降に転入した場合は6,000円を上限に助成します。)
町指定のごみ袋 (15リットル入り)	・乳児1人につき20枚 ※生後6か月未満に転入した場合は20枚、生後6か月以降に転入した場合は10枚を支給します。)

町指定のごみ袋は、乳幼児医療申請時に子育て支援課又はせらにし支所で直接お渡しします。

【お問い合わせ先】 子育て支援課 ☎25-0295



けんこう保つと情報



健診のお申し込みを受け付けています!!

世羅町の健診は4種類あります。

①総合健診 ②誕生月健診 ③個別健診 ④国保人間ドック です。

詳細は、広報せら4月号と一緒にお配りしております「健診のしおり」をご覧ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】 健康保険課 健康増進係 ☎25-0134
せらにし支所 生活課 ☎37-2111

○公立世羅中央病院 での子宮頸がん検診受診日 が

週1日(月曜日) から 週5日(月～金曜日) へ拡大して、検診が受けやすくなりました。

産婦人科医2名のうち1名は 女性医師 で、指名ができます。

希望される場合は、予約の際、「女医希望」と申し出てください。

* 【お申し込み先】 公立世羅中央病院 ☎22-1127

耳鼻咽喉科の上手なかかり方

公立世羅中央病院 耳鼻咽喉科 上田 勉

「耳鼻科って鼻血が止まらない時や、耳から汁が出たときに行くところでしょ？」「他は何を診てもらおうの？」と実は耳鼻科で何を診ているのかをご存知のない方が沢山いらっしゃいます。そこで今回は、「耳鼻咽喉科の上手なかかり方」と題しまして、私たちが何をしているか、どんな時に耳鼻科に来ていただければ良いかについてわかりやすく解説いたします。「そんなこともうとくくに知っているよ。」という方にはあまりお役に立てない話かもしれませんが、のでご了承ください。

私たちの科の正式名称は「耳鼻咽喉科」や「耳鼻咽喉科・頭頸部外科」といいます。頭頸外科の「頸」の字も「頸」ではないというこだわりがあります。話せば長くなるので今回は省かせていただきます。文

字に表されていますように、みみ、はな、のど、くびにおこる様々な病気を治療しております。詳しく申しますと耳、鼻、口腔・咽頭、喉頭、気管、食道、頭頸部という領域において新生児から高齢の方までを守備範囲にしています。つまり老若男女問わず顔から首までに何か異常が起これば、まず耳鼻科の受診受付をすれば間違いはないと思います。

具体的な症状はどんなものがあるでしょうか。耳の症状としては耳が痛い、耳だれがでる、聞こえない、耳なりがする、耳が詰まっている、めまいがする、補聴器を作りたいなどです。

特に補聴器を作る場合は必ず耳鼻科へ受診して頂かないとせっかく高額で購入した補聴器が使えなかったり故障したりします。(認定補聴器

店では、まず耳鼻科に行くように説明されます。(また、「耳垢を取るくらいで耳鼻科へ行くのは恥ずかしい」と思われている方がいらっしゃいますが、無理してご自分やご家族が取ることでその後大変な病気になる場合もあります。耳垢だけでも丁寧に摘出いたしますので恥ずかしがらずに受診して頂ければ幸いです。また当院では、テレビ画面に耳の穴の中が拡大して見えるように機器整備しています。一度くらいご自身の耳の穴の中をご覧になれば人生観(？)も変わるかもしれません。続いて鼻の症状としては、鼻が詰まる、

鼻汁がでる、鼻血がでる、におわらい、のどに鼻汁がたれるなどあります。それぞれファイバーやレントゲンなどを用いて精査し、原因を究明し治療していきます。鼻にも癌などの怖い病気が隠れていることがあります。口、のどの症状としてはのどが痛い、違和感がする、息がしにくい、声がかかる、咳がでる、痰がで

る、むせる、味がしないなどです。こちらにもよく知られている喉頭癌や舌癌などが隠れている場合もあります。必要があればファイバーを用いて精査します。耳鼻科のファイバーは鼻から入れますので、おえおえとすることもなく、更にZINという早期の癌を見つけることのできる機能の搭載されたものです。最後は首顔面の症状です。首が腫れる、首が痛い、顔が曲がっている、顔が動かないなどです。以上のような症状があれば耳鼻科受診および精査をお勧め致します。本当にとりとめのない話でしたが、これからも世羅町の皆様の健康増進に少しでもお役に立てるように全力を尽くしてまいります。





寄って話して自ら気づく

『親の力』をまなびあう学習プログラム(通称 親プロ)を活用した講座

家庭教育は、幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観などはぐくむ上で、極めて重要な役割を担っています。

最近では、インターネットで検索すれば、様々な子育て情報が入手できるなど情報はあふれています。

しかし、子育てに必要な知識や技術の習得ではなく、自他の子育てを振り返り学び合うことを通じて、親が「自ら気づき、学ぶことができる力」を高めていただくことも大事です。

『親の力』をまなびあう学習プログラムは、広島県教育委員会が作成したワークシート(教材)を活用し、親子関係や家族関係をより豊かなものにしていくきっかけ作りのために、子育てについて交流しながら学び合う(寄って・話して・自ら気づく)参加型の学習プログラムです。

今までにPTAや保護者会等の講座に参加し、体験された方も多いと思います。この講座では、進行役となる人(ファシリテーター)が、参加者の話を引き出しながら、次のような流れで参加者同士がお互いに学び合っていきます。

うちとける	簡単なゲームを通じてリラックスした雰囲気になります。
話し合う	ワークシート(教材)に自分の思いを記入し、グループで話し合います。
気づく	話し合いの内容を振り返ります。



イラスト：うじな かずひこ

また、この講座では、みなさんに守っていただく大切な約束があります。

《3つの約束+1》

- 秘密は保守しましょう。
- 人の発言を肯定的に受け止めましょう。
- 発言は平等に。
- ただし、言いたくない人は発言しなくてもよい(パスあり)

今年度、講座を受けられた方のアンケートでは、次のような感想が寄せられました。

- ・色々な考え方があることが分かった。子ども自身にも色々な考え方があると思ったので、受け止めながら、共に成長していきたい。
- ・周りにも悩みながら子育てをしている人がいることがわかり、それを話せたので、少し安心しました。
- ・子どもを比較するのではなく、個々の人として大切にする気持ちが湧いてきました。

この講座では、参加しているみなさんと話をしていく中での気づきがあります。その気づきから、それぞれの個性を尊重する意識が芽生えてくることもあります。

社会や家庭の教育力の向上には、子育て中の親だけではなく、子どもの成長を願い、支え、見守る地域の方々との理解と協力も必要なのです。

世羅町では、「家庭教育支援チーム・Pクラブせら」が進行役(ファシリテーター)として活動しています。ファシリテーターの派遣を希望される場合は、希望日の1月前までに世羅町教育委員会社会教育課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 社会教育課 ☎ 22-4411



人権擁護委員の活動

子どもたちの人権感覚育成

「ありがとう」で
えがおをいっぱい あつめたい
「ありがとう」

その一言が きもちいい
うれしいな

やさしくするのもされるのも
あいさつは

人を笑顔に する言葉

これは、昨年町内の小学生が寄せてくれた人権標語の一部です。中学生の人権作文や小学生の人権書道もたくさん応募がありました。子どもたちは感性豊かで、純粋な感覚で人権問題をとらえてくれていることが読み取れます。

人権擁護委員の活動として、いじめやいじめをする子どもに気づき、見て見ぬふりをしないように、また、いじめを受けたら周囲の人に自分の思いを言える子どもになれるよう学校・行政と協力して子どもたちの人権意識を培っていくお手伝いをしています。

「いじめ」による精神的苦痛は子どもの成長に大きなダメージを与えます。みんなの宝である子どもたちが、心身ともにすこやかに成長するよう見守っていきましよう。

人権相談

人権擁護委員の活動のひとつに人権相談活動があります。世羅町では今年度も月一回人権相談所を開きます。開催日については、無線放送や町広報でお知らせします。緊急を要する相談にも対応しますので総務課(☎22-1111)にお問い合わせください。

人権相談と言っても、相談の身は多種多様で広範囲です。相談が人権問題かどうか考えることも多々あります。しかし人権擁護委員は、人権相談はよろず相談とも考えており、人が平穏に暮らせることを阻害する問題を解決できるように援助していきます。

人権相談の具体例

- ・体罰やいじめを受けた。
- ・インターネット上でプライバシーを侵害された。
- ・高齢者、子どもが虐待を受けている。
- ・セクシャルハラスメントを受けている。
- ・変なうわさをたてられ、名誉や信頼を失った。

など

世羅町の人権擁護委員

(平成30年4月1日現在)

- 生田 那のえ(赤屋)
- 藤路 隆裕(長田)
- 中島 誠治(津口)
- 中土居 信行(伊尾)
- 橋本 哲人(寺町)
- 伴場 幸子(安田)
- 見藤 博文(黒川)
- 宗実 美子(小世良)

世羅町人権擁護委員



～平成29年度小学生人権標語応募作品～

認め合う いじめの三文字 なくすまで

広島法務局尾道支局・尾道人権擁護委員協議会

子どもの人権110番 ☎0120-007-110
 みんなの人権110番 ☎0570-003-110
 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

祝日を除く 月～金 8時30分～17時15分
広島法務局・広島県人権擁護委員連合会

次回の人権相談日

日時 6月1日(金)
9時～正午
場所 せら文化センター 和室
お問合せ 総務課 ☎22-1111



たすきでつなぐ 世羅の“食”

- た のしく食べよう！
- す すんでつくろう！
- き せつを感じる世羅の“食”

わたしからあなたへ お年寄りから子どもへ つくる人から食べる人へ～ 世羅の「食」を“たすき”でつなごう

食生活改善推進員おすすめレシピ



テンペと鶏肉のカレー風味炒め



今月の世羅の食材

【テンペ】

テンペは大豆をテンペ菌で発酵させた食品です。

【材料4人分】

- テンペ (2cmの角切り) …………… 80g
- 鶏もも肉 (2cmの角切り) …………… 140g
- にんにく (すりおろす) …………… 少々
- 塩…………… 0.4g
- こしょう…………… 少々
- 【衣】小麦粉…………… 大さじ1
- 片栗粉…………… 大さじ1
- 揚げ油…………… 適量
- じゃがいも (1cm幅のいちよう切り) …… 160g
- にんじん (5mm幅のいちよう切り) …… 60g
- たまねぎ (1cm幅の短冊切り) …………… 120g
- ピーマン (2cmの角切り) …………… 40g
- 【A】ケチャップ…………… 大さじ1
- ウスターソース…………… 小さじ2
- 砂糖…………… 大さじ1/2
- しょうゆ…………… 小さじ1
- カレー粉…………… 小さじ1弱
- 油…………… 大さじ1

【作り方】

- ①鶏もも肉は、にんにく、塩、こしょうで下味をつけておく。
- ②じゃがいもは、水にさらした後、水気をキッチンペーパー等でふきとっておく。にんじんは、さっと茹でておく。
- ③テンペと①の肉に衣をつけて、油で揚げる。
- ④フライパンに油を熱し、たまねぎを炒め、半透明になったらピーマン、にんじんを加える。さらに、③の鶏肉とテンペ、じゃがいもを加えて炒める。
- ⑤【A】の調味料を加えて味付けし、最後にカレー粉を加える。

【1人分栄養量】

エネルギー/239kcal
塩分/0.8g

◆掲載している料理の作り方を4月23日～29日に、ケーブルテレビで放映します。ぜひご覧ください。

税務課よりお知らせ

平成30年度の町税等の納付期限は次のとおりです。納付月を確認し、必ず納期限内に納付してください。

納期限(振替日)	町税等	軽自動車税	固定資産税	町県民税	国民健康保険税	介護保険料
平成30年 5月 1日					随時分	随時分
5月31日		全期	1期分		随時分	随時分
7月 2日				1期分及び随時6月分	随時分	随時分
7月31日			2期分		1期分	1期分
8月31日				2期分	2期分	2期分
10月 1日			3期分		3期分	3期分
10月31日				3期分	4期分	4期分
11月30日			4期分		5期分	5期分
12月25日				4期分	6期分	6期分
平成31年 1月31日					7期分	7期分
2月28日					8期分	8期分
4月 1日				随時3月分	9期分	9期分

※世羅町では口座振替による納税を推進しています。

【お問い合わせ先】 税務課 収納係 ☎22-5300 せらにし支所 生活課 ☎37-2111

広島広域都市圏 広島東洋カープ共同応援の参加者募集

1 日時

6月23日(土) 9時~17時30分(予定)

2 内容

岩国市錦帯橋周辺の観光ツアー後に、由宇練習場においてウエスタンリーグ(オリックス・バファローズ戦)を共同応援。

3 集合・解散の場所

広島駅新幹線口

4 募集人数

80人(申込多数の場合は抽選)

5 参加費

1人 2,000円(昼食は各自でご用意ください。)

6 申込・問合せ

広域都市圏ホームページか、往復はがき(1枚に5人まで)に、参加者全員の住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、5月18日(金)(※消印有効)までに、下記事務局へ。(※小学生以下の場合は、大人の同伴が必要。)

〒730-8586(住所は不要です。)

広島市広域都市圏推進課内広島広域都市圏協議会 ☎082-504-2017



スポーツ施設の自治センターへの一部移行について

平成30年4月1日から、スポーツ施設の一部が自治センター施設になりました。

照明使用料の変更はありませんが、施設使用料は、次のとおりとなります。また、使用申込の様式が自治センターの使用申込の様式になります。

対象施設は次のとおりです。

《自治センターへ移行となった施設》

元の名称	新しい名称
宇津戸体育館	宇津戸自治センター体育館
伊尾体育館	伊尾自治センター体育館
東体育館	東自治センター体育館
大見体育館	大見自治センター体育館
西大田体育館	西大田自治センター体育館
津久志体育館	津久志自治センター体育館
伊尾スポーツ広場	伊尾自治センタースポーツ広場
津久志スポーツ広場	津久志自治センタースポーツ広場

《移行となった施設の使用料》

区分	施設使用料	照明料
町内非営利団体	無料	有料
町内営利団体	基本使用料の2倍	有料
町外非営利団体	基本使用料の1.5倍	有料
町外営利団体	基本使用料の5倍	有料

【お問い合わせ先】 企画課 自治振興係 ☎22-3206 または 社会教育課 ☎22-4411

はじまるよ！本のカーニバル 2018・第60回こどもの読書週間

4月23日～5月12日は「こどもの読書週間」です。

「こどもの読書週間」は、子どもたちにもっと本を、との願いから1959年（昭和34年）にはじまり、図書館・書店・学校を中心に、子どもたちに本を手渡すさまざまな行事が行われてきました。

幼少のときから書物に親しみ、読書の喜びや楽しみを知り、ものごとを正しく判断する力をつけておくことが、子どもたちにとってどんなに大切なことか……。子どもに読書を勧めるだけでなく、大人にとっても子どもの読書の大切さを考えるとき、それが「こどもの読書週間」です。

世羅町内の図書館では、この期間にしおりをプレゼントします。ご来館をお待ちしております。



第69回 卒業証書授与式

3月1日(木)卒業証書授与式が挙行政され、112名の卒業生が晴れやかな表情で巣立っていきました。

学校長は式辞で、教育者森信三の『一剣を持して立つ』の言葉を引用し、「自分の得意技をもって世に立つこと、そのためにはまず、何をもって「一剣」とするか、それを見定め専一に磨くことが肝要だ。…みなさんは主体的に実践し、本校が目指す生徒像である、モデルスケジュール(志ある模範的な生徒)へと成長した。グローバル化する変化の激しい社会を生き抜いていくには、命を大切にしながら、自らの能力を最大限に生かすとともに、それを磨き続けることが大切だ。スペシャリストとして、また高度な知識・技能を身に付けるため、仕事や勉学に勇往邁進してください。郷土を源流とした世界の発展に貢献できる、成長したみなさんと再会できることを楽しみにしています。」とエールを送りました。

これに対し、卒業生代表の寺迫義貴君は答辞で、恩師・両親への感謝とともに「(後輩へは)一日一日を大切に、悔いのないように過ごしてほしい。唯一無二の三年間だから…。そして私たちには進むべき未来、叶えたい夢がある。この学校での三年間がそんな未来を切り開く光になることを信じて歩んでいきます。」と力強く応えました。その姿は堂々として、よくぞここまで成長したと心に残る一場面でした。

卒業生たちは、感動の涙と希望あふれる笑顔の中で母校を後にしました。



卒業証書授与



式辞を述べる学校長



卒業生代表答辞



式場を後にする卒業生

Aloha everyone. Randall Yamaoka here. It's April! For all the new students, congratulations on entering the next phase in life and have a great year! For Golden Week, will you be travelling anywhere? I really want to visit the Tateyama Kurobe Alpine Route because I can see the Snow wall! Did anyone visit that place before??

アロハ、皆さん！山岡ランドル誠太です。4月になりました！新入生のみなさん、入学おめでとうございます！学校の生活を楽しんでくださいね。さて、みなさんはゴールデンウィークにどこか旅行へ行きますか？私は富山県にある立山黒部アルペンルートを訪ねたいです。なぜなら、そのルートで雪の壁が見えるからです。どなたか行ったことがありますか？

今月のポイント

This month's grammar point! by/までに

- A: Taku, did you do your English homework?
タク君、英語の宿題をした？
- B: Yes I did but I left it at home.
はい。だけど、宿題を家に忘れました。
- A: Make sure you bring it to school and turn it in by tomorrow.
明日までに必ず学校に持ってきて提出してね！
- B: OK! I will turn it in tomorrow.
わかりました！明日、提出します。

Let's try using this English!



長野県の地獄谷野猿公苑にて

新年度スタート

ホッと元気 町長室



春爛漫、世羅台地に暖かな日差しが差し込み、農業や観光では賑やかな日々が始まった。疲労を貯めこまず、事故等の無いことを願いたい。

新年度の予算の概要については、自治センターでの総会や懇談会を通じてお話をさせていただくが、補助や取り組みの内容について詳しく知りたい場合には、お手数であるがお問い合わせいただきたい。なお、自治センターに置いてある冊子は、あくまで抜粋であるので、町広報でも確認をしていただきたい。

安全・安心の取り組みの中で、デジタル防災行政無線戸別受信機設置について重ねて申し上げます。先般の新聞で設置がなかなか進まず、受信機の在庫が多くあると報道されました。町内全世帯と事業者の数を合わせると、実際に七千件が設置対象となります。もしも取り付けをされない家庭があるのを見越して少なく購入していたならば、必要数量が確保されず、多くの方から苦情が出るはずですが、なおさら、追加購入となると受信機の価格が高くなりますし、現在でも設置勸奨の対応をしていますので、在庫は必ず要ると思います。

この度、なぜ設置をされないかの理由に、壁に穴を開けたくないとか、携帯があるから必要ないとのこと。役場近くや中継所近辺の家では受信機のアンテナだけで可能であるし、お知らせは地震や風水害、Jアラートなどの緊急情報、特殊犯罪などの防犯情報等、予測が出来ない事態への備えであるので、未だに設置されていないご家庭には、是非とも設置していただくよう切にお願いいたします。

今年度も私の施策筆頭に掲げる「健康いちばん」を、全力投球で頑張っておりますので、ご協力を宜しく申し上げます。

世羅ブランド通信

3月9、10、11日の3日間、紙屋町地下街シャレオで開催された特産品の販売会に世羅ブランド認定農業者で国産のバナナとパイヤを作られている寺町の餅田農園さんと、大粒で美味しい落花生（セラピー）を下津田で作られている旬菜園さんが出店されました。

旬菜園さんはイベント出店に慣れておられ、スタートから段取りよく、手際よく試食販売をされていました。一方、餅田農園さんはイベントでの試食販売は初めてのチャレンジということもあり不安も大きかったと思います。しかし、その不安を跳ねのけ、2日目の17時頃には準備された全てのパイヤとバナナが完売するという嬉しい結果となりました。

そんな販売会のなかでとても印象的だった出来事がありました。バナナを試食、購入された1人の女性が、しばらくしてから「これみなさんで飲んでください」と温かいコーヒーを3本買ってきてくださったんです。きっと餅田さんとの楽しい会話や、優しい心遣いが嬉しかったんだと思います。一緒に参加させていただいた僕もとても嬉しい気持ちになりました。お客様と直接ふれあえて喜びを共有できる販売会の素晴らしさを実感するとともに、世羅ブランドの認定農家の方がお客様と直接ふれあえる販売の場を少しずつ増やしていければいいなと感じました。

3日間広島市内まで通われて販売に立たれた旬菜園、餅田農園のみなさん、そして出店にご協力いただいた皆様、本当にありがとうございました。



煎り落花生・茹で落花生 旬菜園さん

お問い合わせ先：世羅町下津田

☎080-3895-5320



国産バナナ・パイヤ 餅田農園さん

お問い合わせ先：世羅町寺町

☎22-2550

世羅ブランドの認定、農産物の認証、加工品の認証に関するお問い合わせ先

産業振興課 担い手支援係 ☎22-5304

地域おこし協力隊通信 No.11

世羅町に移り住み、初めてむかえた冬は想像以上に寒さの厳しい冬でした。その反動で温かい春の空気を吸い込みすぎたのか、最近鼻がムズムズ花粉症気味です。そんな世羅町の大自然の中で四季の移り変わりを全身で味わいながら、家族ともども世羅暮らしを満喫しています。

この度、世羅町地域おこし協力隊のフェイスブックページを作成する運びとなりました。フェイスブックという言葉になじみがある方も、なじみのない方もいらっしゃると思いますが、スマートフォンやパソコンからインターネットを通じて世界中の方に情報を発信し、つながりを作ることができるとも画期的なツールです。

このツールを使って僕たち地域おこし協力隊がやっていきたい事は、日々の活動の中でふれあう世羅町の自然の素晴らしさや、地域の方の素晴らしさを「よそ者」目線で感じとり発信をしていくことで、

世羅町のことをまだよく知らない方に、世羅町の良さや魅力をもっと知っていただくことです。

今後、地域おこし協力隊の3人で協力しながら世羅町の魅力を徐々に発信していきます。フェイスブックが使われることがある方は、「世羅町地域おこし協力隊」で検索してつながっていただいて、「いいね！」をいただけるととても嬉しいです。初めての春を迎え、咲きほこる花が待ち遠しい地域おこし協力隊 青原英彦でした。



世羅町地域おこし協力隊Facebookページ
<https://www.facebook.com/serachiikiokoshikyouryokutai/>

3/5

自衛隊入隊者来庁

今春、自衛隊に入隊する藤谷将太さん（大字西上原）、谷川雅哉さん（大字西上原）、松尾亮佑さん（大字賀茂）、矢野蓮さん（大字本郷）、三上潤さん（大字小国）の5人が世羅町役場に来庁されました。

町長から「がんばってください。」との言葉をかけられ、「東日本大震災などの現場で活躍する自衛隊員の方々の姿を見て自衛隊に入隊しようと思いました。」「人の役に立つような自衛隊員に早くなって活躍できるようがんばります。」と決意を述べられました。これからの活躍が期待されます。



前列左から三上さん、松尾さん、藤谷さん、谷川さん、矢野さん

情報BOX

下水道の供用開始のお知らせについて

平成30年4月より供用開始区域を拡大しました。対象の区域の方は早期の接続をお願いいたします。今回の拡大区域は、大字本郷の一部となっております。今回拡大となった区域では排水設備設置補助金及び融資あっせん制度が利用できます。詳しくは、上下水道課までご相談ください。

【お問い合わせ先】

上下水道課
☎ 2210533



飲用水の水質検査について

三原食品衛生協会甲山支部では、平成30年度も引き続き飲用水の水質検査を行います。詳細は毎月行政防災無線で放送します。

【お問い合わせ先】

環境整備課
☎ 2214513

危険物取扱者試験

準備講習会(平成30年度前期)

講習日 5月22日(火)

講習場所 三原市中央公民館

講習種別 乙種第4類

申込期間 4月中旬～講習当日

申込書配布場所

三原市消防署北部分署・

世羅西出張所

※ご不明な点については、三原市消防署北部分署までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

三原市消防署北部分署
☎ 2213737

世羅西出張所
☎ 3712717

防災ハザードマップの配布について

地域の皆さまが現在お住まいの地域で発生するおそれのある災害についてお知らせするため、防災ハザードマップを作成しました。今回は、広島県が再調査・指定を完了した「せらひがし小学校区」(宇津戸地区、中央地区、伊尾・小谷地区、東地区)について、お配りしております。

地域やご家族でご覧いただき、日ごろの防災活動等にお役立てください。

※甲山小学校区、世羅小学校区、せらにし小学校区についても広島県による再調査・指定が完了後、防災ハザードマップを作成し配布する予定です。

【お問い合わせ先】

総務課 生活安全係
☎ 2211111





図書館だより



休館日 甲山図書館 (☎22-4515):水曜日
 世羅図書館 (☎22-1022):木曜日
 せらにし図書館 (☎37-2511):火曜日

5月のおはなし会
 世羅図書館でのお話は、都合により中止します。

今月のおすすめ

「おかげさまで、注文の多い笹餅屋です」

桑田ミサオ／著



この本の著者、桑田ミサオさんは現在91歳。60歳の時、笹餅を直売所で販売したのがおいしいと評判になり、75歳で起業します。

テレビや雑誌で紹介され、全国にファンをもつミサオさんの笹餅。皆さんが喜んでくれればと、まごころをこめて一年に5万個のお餅をひとりで作っています。「自分には出来ない」と決めつけず、新しいことに挑戦してみてください」と語るミサオさん。笹餅のレシピも掲載された、おすすめの一冊です。

図書館からのお知らせ

【福塩線 写真展】

「福塩線写真コンテスト2017」の入選作品を、甲山図書館で展示します。展示期間は平成30年4月24日(火)～5月10日(木)です。「福塩線のある風景」をとらえた一枚に会いに、ぜひお越しください。

【寄贈いただきました】

- 「写真アルバム広島市の昭和」 樹林舎 編集部 野村 明紘様より
- 「文集せらの子 第五十八号」 樹林舎 取材 今村久仁生様より
- 「文集せらの子 世羅教育研究会会長 藤井みゆき様より」 郡文集「せらの子」編集委員長 延安 浩様より
- 「風渡る」 「実朝の首」 葉室 麟／著 為平 正幸様より
- 「挑発的ニッポン革命論 モーリー・ロバートソン／著」 宮野 正順様より
- 「陸軍中野学校 山本武利／著」 児玉 英二様より
- 「ふるさと第69号」 (一財)大妻コタカ記念会様より

新着図書



甲山図書館

【一般書】

- 「騙し絵の牙」 塩田武士／著
- 「百年泥」 石井遊佳／著
- 「玄鳥ざりて」 葉室 麟／著
- 「土の記 上・下巻」 高村 薫／著
- 「シニアのひざの痛み」 池内昌彦／著
- 「鯉のぼり図鑑」 林 直輝／文
- 「今の科学でここまでわかった世界の謎99」 日経ナショナルジオグラフィック社／出版

【児童書】

- 「いっしょにねんね」 たちばなれんじ／著
- 「ママが10にん!？」 天野慶文／作
- 「はじめてのオーケストラ」 佐渡 裕／原作
- 「動物たちは、建築家!」 ダニエル・ナサル／文
- 「サッカーのスゴイ話」 本多辰成／著
- 「長谷部誠 蒼きSAMURAI」 本郷陽二／編
- 「列車で行こう!JR全路線図鑑」 櫻井 寛／写真・文



世羅図書館

【一般書】

- 「口笛の上手な白雪姫」 小川洋子／著
- 「わが家は祇園の拝み屋さん」 望月麻衣／著
- 「刑務所の読書クラブ」 ミキータ・プロットマン／著
- 「逆境を乗り越える50のヒント」 植西 聰／著
- 「新久千映のお酒のお時間です」 新久千映／著
- 「ゆるめる力骨ストレッチ」 松村 卓／著
- 「『腰ほぐし』で腰の痛みがとれる」 黒澤 尚／著

【児童書】

- 「ほげちゃんといぬのペロ」 やぎ たみこ／作
- 「じてんしゃのれるかな」 平田利之／作
- 「ぜったいあげちゃダメ!!」 アンディ・リー／作
- 「忍者世界ヘタイムワープ」 河合 敦／監修
- 「楽しくお手伝い」 松本麻希／マンガ
- 「ゆけ、シンフロ部!」 堀口泰生／小説
- 「恋するいきもの図鑑」 今泉忠明／監修



せらにし図書館

【一般書】

- 「完本春の城」 石牟礼道子／著
- 「白鵬伝」 朝田武蔵／著
- 「広島電鉄殺人事件」 西村京太郎／著
- 「美しいものを」 花森安治／著
- 「読むパンダ」 黒柳徹子／選
- 「至福のキャラメルスイーツ」 若山曜子／著
- 「がんになった親が子どもにあげられること」 大沢かおり／著

【児童書】

- 「かぜビューン」 tupera tupera／作
- 「じゃぶじゃぶじゃぐちくん」 新井洋行／著
- 「キツネのパックス」 サラ・ペニー・パッカー／作
- 「ほうまんの池のカッパ」 椋 鳩十／文
- 「『負けてられねえ』と今日も畑に」 豊田直巳／写真・文
- 「墓守りのレオ 2」 石川宏千花／著
- 「そうだったのか!しゅんかん図鑑」 伊知地国夫／写真

貸出の多かった本

- 「駅伝ガールズ」 菅 聖子／著 6回
- 「九十歳。何がめでたい」 佐藤 愛子／著 6回
- 「牛天神」 山本 一力／著 5回
- 「コーヒーが冷めないうちに」 川口 俊和／著 5回

予約の多かった本

- 「おらおらでひとりいぐも」 若竹 千佐子／著 6件
- 「さよなら、田中さん」 鈴木 るりか／著 6件
- 「いのち」 瀬戸内 寂聴／著 6件
- 「おちゃめに100歳!寂聴さん」 瀬尾 まなほ／著 5件



2月届出分

お健やかな成長を
お祈りします。



※「広報せら」では発行月の前々月に届出のあった出生について、承諾された方のみ「すこやかに」の欄へ掲載させていただいています。



人口と世帯

3月末現在 () は前月比

人口	16,466人	(-69)
男	7,799人	(-32)
女	8,667人	(-37)
世帯	6,879世帯	(-3)

※住民基本台帳を基にしています。

今月の納付は…

- 国民健康保険税……………随時分
- 介護保険料……………随時分
- 後期高齢者医療保険料……………随時分

納期限 5月1日(火)

納税は口座振替で

口座振替を利用される方は預金残高の確認をお願いします。

【お問い合わせ先】 税務課 収納係 ☎22-5300
せらにし支所 生活課 ☎37-2111

後期高齢者医療保険料について
【お問い合わせ先】 健康保険課 保険係 ☎25-0134
せらにし支所 生活課 ☎37-2111

5月 休日当番医のお知らせ

(時間)	9時～17時	
3日(木)	正覚クリニック	☎25-2251
4日(金)	公立世羅中央病院	☎22-1127
5日(土)	公立世羅中央病院	☎22-1127
6日(日)	公立くい診療所	☎32-6111
13日(日)	藤原眼科	☎22-0077
20日(日)	森岡医院	☎22-3110
27日(日)	うらべ医院	☎25-0116

救急医療 (24時間体制)
公立世羅中央病院 (2次救急指定病院) ☎22-1127

※都合により、変更になる場合があります。受診する前に医療機関へお問い合わせください。

夜間の子ども救急電話相談 (19時～翌朝8時)

プッシュ回線・携帯電話	局番なしの#8000
それ以外の電話回線	082-505-1399

※詳細は広島県ホームページをごらんください



町内の交通事故発生状況

○3月末現在の交通事故発生状況

区分	町内の交通事故件数			町内の高齢者交通事故件数		
	平成30年	平成29年	増減	平成30年	平成29年	増減
人傷事故	10	4	6	8	2	6
死者	0	0	0	0	0	0
傷者	15	5	10	5	2	3
物損事故	100	98	2	41	39	2



3月の三原市消防署 北部分署出動状況



●火災出動

	建物	林野	車両	他	計
北部分署	4	5	0	6	15
世羅町	1	1	0	3	5

●火災の場合は…

- ①火災場所 (地区名・目印・道順など)
- ②火災状況 (建物火災・林野火災など)
- ③通報者の名前・電話番号

●救急出動

	交通	負傷	急病	他	計
北部分署	4	9	43	10	66
世羅町	4	8	43	8	63

●救急の場合は…

- ①救急場所 (地区名・目印・道順など)
- ②病気・けがの状況
- ③通報者の名前・電話番号



はじめてのおたんじょうび
4月で満1歳になるお子さんです



※「広報せら」では発行月に満1歳になるお子さんについて、承諾された方のみ「Happy Birthday」の欄へ掲載させていただいています。

わがまちの文化財

シリーズ 109

世羅町指定重要文化財

木造神像 二軀

指定年月日 昭和40年(一九六五)10月30日
所在地 世羅町大字甲山 丹生神社

丹生神社は二社からなり、高野明神(男神)・丹生明神(女神)と呼ばれていました。

大田庄が紀州高野山根本大塔領となった文治2年(一一八六)以降、大田庄の政所寺院として、紀州の高野山を模して「今高野山」が建立され、七堂伽藍・十二院を建立、一山の守護神として高野山に倣って高野・丹生両明神が祀られたものです。

本像は、先月3月9日の国の文化審議会により、このたび重要文化財(国)への答申を受けた全国50件のうちの一件です。正式には今秋に国の重要文化財の指定を受けます。

両像とも像高62cm余りで、松材の一木造り。彩色された高野明神・丹生明神の坐像でシンプルながらも華やかさをもった、気品の高い優れた作です。同種の像では全国でも最大級で最古級の像です。顔以外は当初の彩色で保存状態も良く、特に丹生明神の持物である「さしば」は、片側が失われているものの残存例としては希少なものです。

本二社に伝わる二体の神像は、たび重なる災禍の中をくぐり抜けて伝えられた鎌倉時代の神像で、丹生神社の記載としては、正安3年(一一三〇)の高野山文書(原典国宝)「桑原方領家地頭和与状」には、「庄内寺社事」として「今高野社(丹生神社)が領家進退(支配)の神社として記されています。両社には神像のほか鎌倉時代の獅子頭や狛犬などが伝わっています。



高野明神



丹生明神

町内での公開の予定はありませんが、4月17日(火)から5月6日(日)まで、東京国立博物館本館にて「特集一平成30年新指定国宝・重要文化財」展で公開されます。

写真提供・文化庁

広報 せら 2018.4

発行日 2018年4月15日
発行と編集 世羅町企画課

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地1
☎0847-22-1111(代) FAX0847-22-2768
ホームページアドレス <http://www.town.sera.hiroshima.jp>
メールアドレス kikaku@town.sera.hiroshima.jp



(この広報は再生紙・大豆油インクを使っています。)

◆あとかぎ

春風に吹かれ、世羅台地にもいよいよ観光シーズンがやってきましたね。あたたかい日が続き、町内花観光農園の花の開花も例年より少し早いようです。休みの日にはカメラを持ってのんびり花めぐりをしたいなと思います。

さて、新年度になり、新生活が始まる季節で気分新たにされる方も多いのではないのでしょうか。新しい環境になり、新しい人との出会いもたくさんあると思います。

私自身も地域のみなさんとのつながりを大切に日々の業務に励みたいと思います。今年度も「広報せら」をどうぞよろしくお祈りします。
折重